

# 政教分離体制下における宗教弾圧

—立正佼成会の「読売事件」について—

森 岡 清 美

## 一、序論——問題——

政教未分離の国家体制では、権力によって国家体制の理念になじまないと判断された宗教は、権力から仮借ない弾圧を受けた。この点について、わが国の近代天皇制下の宗教弾圧がいくつもの事例を提供している。では、政教分離体制では宗教弾圧がなくなるのかというと、そうでもないのである。権力によるむき出しの弾圧は跡を絶つが、宗教弾圧そのものは起りうる。事実、「読売事件」とよばれる立正佼成会が受けた弾圧がその好例である。そこで本稿では、「読売事件」を分析して標記の

主題にかかる事例研究を試み、あわせて宗教弾圧といいうる外圧が宗教運動の成長にどのような条件づけとなるかを考察することにしよう。資料は佼成教団史研究室（室長笠原一男博士）の共同作業によつて蒐集されたものが大部分である。

## 二、「読売事件」の背景

東京杉並の一角にある立正佼成会に連日大勢の参拝があり、ことに統々と本部施設を建てて僅かの年月の間に急成長したことは、漸くマス・コミの注目するところとなつた。戦時中から勢力を拡大した靈友会では、昭和二十四年以来、大量（八貫目）の金塊や麻薬（コカイン二ポンド）の隠匿、巨額の脱税、女中に対する会長小谷喜美のリンチなどの事件があいついで、マス・コミの好奇の眼が注がれていた。この靈友会から別れて、同じように櫛をかけ数珠をさげ、お題目を唱える立正佼成会、それに近年日の出の勢いで伸びてきた立正佼成会に、マス・コミが注目しないはずはなかつた。

年頭には会員六万世帯に達した昭和二十六年から、同じく年頭現在で九万世帯に激増した二十七年にわたる、立正佼成会事務局の『日報』によつて、マス・コミ関係者の来訪記事を拾うだけでも、つぎのように頻繁な記載が認められる。

昭和二十六年一月 宗教評論新聞社、国際文化情報社（二六日）

## 政教分離体制下における宗教弾圧

- 同年二月 女性文化新聞社記者（六日）、宗教タイムス編集主任（一一日）、日本トリビューン記者（一〇日）、NHK録音班「時の動き」の番組のために会員の声を採録（一一日、放送予定二五日）、  
国民新聞社記者（二七日）
- 同年三月 日本反共新聞社（九日）、都市情報社（一七日）、日本及日本人編集者（二〇日）
- 同年四月 日本産業映画社々長、同盟通信社（二日）、宗教タイムス（三日）、同盟新聞社（二八日）
- 同年五月 民衆新聞社（三日）、日本反共新聞社（一一日、二五日）、都市情報社（一六日）、日本厚生  
新聞編集長（二一日）、国際画報社（二六日）
- 同年六月 東京都公報（二日）、城西新聞常任顧問（六日）、富士映画KK取締役（八日）、日本反共新  
聞社（一二日）、東京日々新聞（一四日）、社会事業新聞社（二一七日）、宗教時報（二九日）
- 同年七月 情報雑誌社（四日）、宗教通信社（七日）、新時代新聞社（二六日）
- 同年八月 時事新報（四日）、文化ニュース企画部、時事通信社（九日）、新時代新聞社、日本宗教時  
報社（一一日）、文化ニュース企画部、読売新聞社（二三日）、文化ニュース映画班、読売ニュース  
映画班集録（二五日）、国民新聞社（一七日）、新時代新聞社（一八日、二五日）、教育新聞（二八日）
- 同年九月 日本夕刊新聞（三日）、時事新報（四日）、仏教放送文化協会代表取締役（七日）、宗教時報  
(二一日、一五日)、愛犬新聞（一七日）、仏教放送文化協会（一九日）、オフィス・マガジン（二〇日）、  
宗教公論（二四日）、政経新報編集長（二七日）、実話雑誌社（二八日）、日刊信州時報社（二九日）

同年十月 月鑑新聞社（三日）、万朝報（五日、七日、一三日）、宗教時報（一四日）、日本警察新聞社（二五日）

同年十一月 婦人世界編集長（五日、一五日、一八日）、文芸春秋編集部（六日）、東京新聞（七日）、夕刊内外タイムス（一四日）、日本警察新聞社（一九日）、読売新聞社（二五日）、宗教時報、日本トレビューン（二七日、二九日）、婦人新聞社々長（三〇日）

同年十二月 東京婦人新聞（三日、四日、一八日、二一日）、宗教時報（四日）、万朝報総務局長（一七日）、東京経済社（二八日）、日本文化放送協会（二二日）、宗教時報（二十四日）、杉並新聞（二十五日）昭和二十七年一月 婦人新聞（二三日、二六日）、日本産業映画社（二三日）、婦人新聞社々長（二三日）

同年二月 NHK（三日、四日）、婦人新聞（二日、一三日、二一日、二四日、二六日）、日本婦人新聞編集部（一八日）、防犯新聞（一〇日）、主婦之友（二二日、二三日、二五日）、東京日々新聞（二五日）

昭和二十六年一月から翌年一月に至るマス・コミ関係者來訪リストを一覧すると、伸びゆく立正佼成会のまわりに、有名無名のマス・コミ機関がまるで餌をあさる野鳥のように群つていたことが歴然とする。大部分は取材のためと思われるが、取材に名を借りた寄附強要も無名群小の新聞社には少なからずみられたことであろう。

右の来訪リストに名が出るなかでは最も影響力の大きいNHKが、二十七年二月四日の出張録音等にもとづいて、放送番組「社会の窓」の一回分を編成し、これを二月七日午後九時一五分から半時間にわたり「人間の寿命は預言できるか」と題して放送した。その内容は、東京都北多摩郡大和村<sup>（ぞうじき）</sup>在住の近藤トキという主婦が、立正佼成会の姓名判断で、このままでは一二歳の長男輝男が一四歳になると死ぬといわれたことを信じて、どうせ死ぬのならと母子服毒（青酸カリ）心中をしたが、人間の寿命は果して預言できるのだろうかというものであつた。佼成会の幹部たちは、二月四日に記者がきて録音をとり、七日に放送されることを知らされていたので、この放送は逃さず聞き、その結果意外の内容に驚いた。

佼成会では、この放送によつて誤解が世間に拡がることを懸念し、その対策として、かねて頻繁に出入りしていた婦人新聞社に立正佼成会の実態を紹介する特集号を組ませることにした。二月十三日には同社の記者四名と、佼成会側から執事長沼基之、主事岡野禎司郎、ほかに支部長二名、青年部員二名、一般会員一名が出席して、立正佼成会を語る座談会が開かれた。この座談会は、会長・副会長の法話、文部省宗務課専門官の寄稿、岡野主事の小文、そのほか立正佼成会にかんする解説記事とともに、三月五日付『婦人新聞』特集号を飾つたのである。かたわら、放送された藏敷事件の真相を明らかにするため、二月十四日、第一（長沼広至）、第七（岡部和代）、第三二（馬場克仁）、北多摩（川島啓介）の各支部長を現地へ派遣した。

懸念されたとおり、N H K の放送をきっかけとして、マス・コミはあいついでこの心中事件をとりあげた。『毎日新聞』は「インチキ宗教」、『東京新聞』は「暗示殺人事件は何を教えるか」、『東京日々新聞』は「私の妻子は自殺した、人権侵害か否か、教団立正交成会」という見出しで、この事件を報道し、不幸な母子心中事件は立正交成会の誤った教えのために起きたかの印象を世間一般に与えた。立正交成会を有力な構成員とする新日本宗教団体連合会（新宗連）は、この事態を憂慮し、二月のうちに「調査書」なる文書を作成した。この文書のなかで、二十六年八月に起きた本事件は、当時の警察の調べでも、生活の不安がトキ女の神経衰弱を再発させて死への道を急がせたものと認定されている。心中の原因として推定される重要なものを四つほど挙げることができるが、新宗連の調査では、N H K が録音構成したような因果関係は到底考えることができないと結論し、公正真実な報道の責任を有する公共的報道機関が、偏った判断の下に、大教団の權威と信用を失墜させるおそれのある報道をしたことには、強く抗議した。それとともに、機関紙『新宗教新聞』を五月に創刊すると、その第三号（昭27・5・25）一面の大部を割いて「藏敷事件の真相」を報道し、新宗連関係者の良識に訴えた。立正交成会でも「調査書」と同じ時期に「公開状」と題する抗議文を発表して、「以上記した如く、近藤氏の妻女服毒事件は何等立正交成会とは関係が無いことは明瞭であり、その後生じた誤解もすべて解決して今日に至っているのである。しかるに今回のN H K 放送が明らかなる誘導尋問式の方法によつて、悪意に充ちた録音効果を構成させ、終始事實を覆つた解説を以つてしたその目的というものは、

「一体奈辺にあつたのであるらうか。」「大衆を啓蒙せんとの試みにしてはスケールが小さく、余りにも小細工が多すぎる」（ジャーナリズムの気まぐれな試みとすれば、そんな）「試みが特定の個人なり法人なりの犠牲において行われる自由が公共的な機関の中で許されるなら、もはや社会秩序の破壊と言わねばならない」と告発し、「医学に見捨てられ或いは政治の手の届かぬ多くの不幸な人々を、折角見出した安住の世界から、もしも再び突落すようなことがあるとしたならば、これ以上の罪はないであろう」と公開状のなかで訴えた。

それとともに佼成会では、近藤一家と同じ社宅に住んでいた第一九支部の一会员の説法（二月十五日）「地元の一会员としてN H K の虚報におもう」を機關誌『佼成』の同年三月号に掲載して、一般会员に事件の真相を伝える努力もした。

この頃、本件について日本弁護士連合会（日弁連）が調査を進めていた。日弁連では昭和二十六年九月、事件の近藤トキの夫から宗教団体による人権侵害問題として提訴されたことから、その人権擁護委員会第五部会（部長磯部常治）がこれを担当して調査に当つたのである。N H K の放送も日弁連の調査と判断に支えられていたことは想像にかたくない。磯部弁護士ら四名の委員は、約半年にわたる調査検討のうえで、本件は人権侵害事件であると思うと結論すると共に、「同会（立正佼成会）は其の他信者の獲得及扱い方につき逸脱した行為をなし信者に物的・精神的迷惑をかけ人権を侵害したる事件

なしとせぬ故、よろしく将来はかかることのなき様に反省せしむべきであると思う」との意見を付した報告書を提出した。これが日弁連から昭和二十七年六月二十六日付で文部省ほか関係省庁へ送付されたのである。その調査なるものは「被害者」の供述を中心とする偏ったもので、事件の処理に当つた警察の判断の公平さにも及ばず、文部省宗務課でも「日弁連という権威ある機関がなぜこのような警告を発したか了解に苦しむ」と評したといわれる。しかし、日弁連の「警告」には社会的な重みがあり、本件を人権侵害事件とみなす根拠をマス・コミに提供することとなつた。マス・コミの大勢が立正佼成会の切なる抗議・訴えに耳をかさなかつたのは、故なしとしないのである。

『週刊朝日』はその年四月から十一月まで人気作家丹羽文雄の「蛇と鳩」という小説を連載した。新興宗教の代表として描かれている紫雲現世会のモデルは、立正佼成会であるとの評判が高かつた。翌昭和二十八年に入ると、『週刊朝日』五月十七日号は「ある宗教企業体立正佼成会を解剖する」と題する記事をのせ、六月二十二日の『朝日新聞』千葉版は「立正佼成会祈願の帰り衰弱死」を報じた。九月には国柱会の鹿山照谷が『立正佼成会のゆくえ』(眞世界社)と題するB6判の小冊子を発行して、国柱会の立場から立正佼成会を批判した。また、十月十一日号の『週刊サンケイ』は、「法華經を旗印の宗教団体を衝く」という記事を掲げた。この年一年をとおしていえば、毀譽褒貶を含めて立正佼成会がマス・コミでとりあげられること、一般新聞九八回(筆頭が東京日々の二回)、雑誌週刊誌一回(宗教関係誌を除く)の多さに上つたといふ。(1) 翌二十九年二月には、雑誌『真相』(六〇号)が、「裏

から見た立正佼成会」という記事をのせた。マス・コミの論調は、多かれ少なかれ、立正佼成会は現世利益で大衆をつる金儲け主義の邪教である、というものであった。

こうした事実を歪曲した報道や誤った先入主にもとづく解説に対し、立正佼成会側がとった対策の一つは、実態を知つてもらうため、本部を訪れるマス・コミ関係者の取材に協力することだった。さきに協力して裏切られ、腑を噛む思いをさせられたNHKにすら、門戸を閉じなかつた。他方、新宗連の機關紙『新宗教新聞』には、二十七年十月十五日号と二十八年九月十六日号の二度にわたり立正佼成会特集を組ませるなど、PRの努力を惜しまなかつた。また、二十九年四月十五日、NHK主催の放送討論会「我が国の宗教の現状はこのままですか」に、友松円諦・柳田謙十郎と並んで会長庭野日敬が新宗連常任理事の立場で出場し、新宗教の目ざすところについて一般の認識を改めさせるために活躍した（四月十八日放送）。もと日蓮宗の学僧で立正佼成会に入つて教学研究所長となつた鳴宮成介が、『中外日報』などに健筆を揮つて佼成会の主張を弁したもの、記憶に値しよう。

部外者の筆になるものにも、佼成会をよく理解し、その真価に対し世人を啓蒙しようとするものが稀にあつた。例えば、昭和二十七年の末か二十八年の初め頃に書かれたと思われる秦賢助なる人の「新興宗教教祖伝——庭野日敬」と題する評伝は、日本の秩序が恢復し道徳が高揚しつつあるのは新興宗教の布教によるところ大である。庭野日敬氏の出現は新興宗教の勃興とともに決して軽んじてはならないと論じ、藏敷事件のような問題が起きるのも世間の妬みによるらしいと推測した。元法

務府宗教係長で佼成会の教学研究所に關係していた鶴藤幾太の『立正佼成会の信仰』(吳竹書院、昭29・2)も、そうした數少ない例の一つであった。彼は、丹羽文雄の『蛇と鳩』のモデルが立正佼成会であるというのなら誤解も甚しいといい、私の調査したところでは立正佼成会は新興宗教中最も善いものの一つであると断じたことは、佼成教団にとって力強い支援であった。

昭和二十九年の始め、立正佼成会は会員二〇万世帯の大台に達した。第二修養道場・事務局・佼成病院・行学園・佼成靈園を建設し、修養道場三階増築も落成に近づいていた。地方では茨城支部道場を始めとして、豊田道場、小湊・埼玉第一・水戸・富士等の支部道場も建設され、ほかにくつ建設途上の支部道場があつた。それに、身延団參、小湊・清澄山団參、片瀬龍口寺法難会団參、本部お会式団參などに動員される信者の大集団、選舉における保守党系候補への積極的な応援も、世間の耳目を聾えさせていた。立正佼成会は旭日昇天の勢いで興隆しつつあった。しかしまさにそのために世人のそねみを買い、マス・コミがつくった虚像「姓名鑑定でおどし現世利益でつる淫祠邪教」のイメージの浸透を阻止することはむずかしかつた。

この年、すなわち二十九年の二月九日、千葉市黒砂子町に住む、佼成会に入会したばかりの（昭28・12・19入会、千葉支部）、元読売新聞記者白石重（明33生、53歳）なる男が、立正佼成会を相手方とする宗教法人解散命令請求書を東京地方裁判所に提出した。請求の理由は当初つぎの二つであった。

## 政教分離体制下における宗教弾圧

- ①立正佼成会がその法人規則に「法華三部經を所依の經典とし」（第三条）と明示しあるにもかかわらず、法華經ならびに日蓮主義に反して不法の教えを喧伝し、教義を誤り信者を惑わし、明らかに宗教法人法第二条に掲げる宗教団体の目的（教義をひろめ、信者を教化育成する）に反すること。
- ②姓名判断・六曜九星等の迷信行為を用い、妖言魔術を以て多数会員に強い、あるいはこれを脅し、人心を蠱惑することをわめて大であり、公共の福祉を害し、社会不安を助長すること。
- したがつて、解散命令を規定した宗教法人法第八一条第一項第一号（法令に違反し、著しく公共の福祉を害する行為）および第二号（宗教団体の目的を著しく逸脱した行為）に該当すると主張したのである。
- 証人として、相手方の教義が法華經ならびに日蓮主義に背反することについては、静岡県裾野町若狭森の本江隆吉（日蓮宗本因寺住職、白石の師）、および東京都豊島区駒込町の松平俊子（本江の弟子、元昭和女子大教授）、相手方が公共の福祉を害したことについては、千葉県君津郡飯野村の四王天延孝を指名し、証拠文書としては、さきに言及した『週刊朝日』『朝日新聞』千葉版、『週刊サンケイ』『真相』の記事を挙げた。
- 白石は同じ二月のうちに理由の補足書を上申し、
- ③新興宗教団体は迷信愚妄の徒から財物ならびに労務を絞取し、その弊測るべからざるものがある。立正佼成会は現にその企業的性質が甚だ活潑である。こうした行為は正当な宗教団体としての行為ではないこと。

という主張を追加したのは、上掲第一号該当の根拠を補強しようとしたものである。

白石は本部道場で千葉支部の法座に連なつたことはあるようである。しかし、入会後二カ月もたたないのに、解散命令請求申請といった非常手段に訴えたのは、彼の法華經ならびに日蓮主義理解を逆なでするような、瘤に触る法座指導を受けたためとも、また始めから半ばあら探しのための参加であつたためとも考えられる。証拠として挙げた文書も、ジャーナリズムの報道・解説記事といった信頼性に問題がありうる文献だけだった。それらにたとえ多少の根拠があるとしても、一部分の事実をふまえて全体について興味本位の結論を下す傾向はまぬがれなかつた。白石の入会する前月（昭28・11）、赤い羽根共同募金百万円ピンはね事件で靈友会々長小谷喜美が東京地検に事件を送致された。白石は新興宗教に対する偏見をもとに、かつ佼成会に対するきびしいマス・コミの論調をバックにして、実態の十分な理解も究明もないままに、手軽な資料で結論を下し、宗教法人へのいわば死刑宣告を求める訴訟を提起したのである。世論の赴くところ、この訴訟は成功すれば時の人となり、成功せずとも損はない、原告にとって危険の少ないものであつた。それだけ被告側の受ける圧迫は大きかつた。立正佼成会では、鴨宮が中心になって白石の解散請求に対する答弁書を準備し、法廷で争う態勢を整えていった。

立正佼成会は昭和十五年以来身延本山久遠寺および七面山に団体参拝するのを例とし、二十年代の

中頃には日蓮宗を中心とする日蓮門下諸教団の合同に情熱を傾けたが、日蓮宗宗務当局の狹量な宗派ニゴイズムから、昭和二十七年一月以来両者は絶縁状態に入っていた。いわゆる藏敷事件をほじくり出したその年二月のNHK放送の背後にも、佼成会には日蓮宗側の黒い手が感ぜられるのだ<sup>(3)</sup>。同年六月に至って和解がなり、七月の夏季参拝から復活されたが、翌二十八年九月の「破門」により、身延団参はその年の秋季参拝をもって跡絶えた。両者の関係は再び冷え、二十九年十一月の『真相』七三号には、「立正交成会の身延山乗つ取り陰謀」なる、身延の側に立つてあることないと書き上げた佼成会排撃の記事も現われた。今回の白石の解散命令請求申請についても、身延関係者がかんでいる可能性なしとしないだろう。

他方、立正佼成会内部では青年部が結成され活発な活動を始めていた。昭和二十七年頃、青年部の野球場用地として方南町方面に土地を買収したことから、佼成会は昭和二十八年春頃和田堀第二土地区画整理組合とかかわりが生じ、野球場は佼成学園建設用地へと土地利用が大きく転換していった。佼成会は、組合の事業資金確保の点でも、農地の宅地転用許可獲得の上でも、事業推進のためにきわめて大きな寄与をし、杉並区方南町・堀ノ内二丁目・和田本町および中野区広町方面約二万七千坪の地域に開発の道を切り開きつつあった。かつて佼成会本部境内・佼成公園を始めとして、この地域に八基もあつた高圧送電線鉄塔が、昭和十七年の東京電灯株式会社との契約<sup>(4)</sup>にもとづき、改修された善

福寺川の上に移設されたのも、この時のことであった。しかし、昭和三十年五月、新設された鉄塔地元の一組会員によるケーブル架設妨害の実力行使が起きて悶着し、さらに同年十月、井×××ほか二名から、立正成会役員である元副組合長二名が元組合長とともに、署名偽造・印章偽造ならびに同行使罪で警視庁に告訴される事件がもち上がった。これが「読売事件」の直接の導火線となつたのである。

告訴状は告訴の事実としてつぎのような文言を連ねていた。

「和田堀第二土地区画整理組合は昭和十六年に設立されたが、戦時中の食糧増産政策ならびに終戦後の農地改革案のため土地区画整理事業も遂行不可能となつたので、解散の已むなきに至つた。

しかるに、昭和二十八年頃より、宗教法人立正交成会は右組合の区画整理区域内に該当する土地を大量に、また極めて廉価に、さらにはまた農地を宅地として取得するため、右組合名義を利用することを企てた。そのため右組合の総会を招集し、適法な決議を経たように仮装することを計り、昭和二十八年十二月二十日立正交成会々議室に交成会幹部および旧組合員の一部が集合し、右組合の総会と称する集会を開催した。それにつき、立正交成会の策謀に反対の態度の組合員に対しては正式に総会通知も出さず、ただ体裁を整えるため、総会議事録並に出席簿を作成した。このさい、議事録署名人として告訴人田×××の署名を偽造し、また総会出席簿に、総会通知も出さずしたがつて出席もしなかつた告訴人井×××・田×××の印章を偽造して、これを行使した。以上の事実は刑法第一六七条第一項（私印偽造・不正使用の罪）に該当するので、お取調べの上厳重な処分（有罪の

## 政教分離体制下における宗教弾圧

ときは三年以下の懲役)を願い度い。」

しかも、この告訴状は付言している。

「尚本件に関連し、立正佼成会の会長庭野日敬、同理事長長沼基之、同理事岡野禎司郎には種々の不正行為があると思われるので、併せてご検査をお願いします。」

告訴人の筆頭田×××(中野区広町四二)は区画整理地域のなかに一、六四五坪(台帳地積)の土地をもち、地区内居住の個人地主としてはもつとも大きかった。他の二人、井×××(広町二六)と田×××(和田本町六三三)も組合員であったが、土地所有の規模は不詳である。

ところで、告訴状にいう「告訴の事実」なるものは事実ではなかった。立正佼成会が方南町方面の善福寺川氾濫原ともいいうべき低湿地で、約一万坪の土地を入手したのは事実であるが、その土地が和田堀第二土地区画整理組合の区域内であることを知ったのは、昭和二十八年春になつて組合役員から協力を懇請されたときのことである。区域内の土地を大量かつ廉価に、しかも宅地として取得するため組合名義を利用しようとしたのではなかつた。要請に応じて佼成会が立ち上がり、東京都の都市計画担当部局へ陳情を行つたところ、学校を建設するのなら、自作農創設特別措置法の規定にかわらず、農地を宅地に転用できるということで、都のほうもぜひ佼成会で事業を進めてほしいとのことだつた。<sup>(5)</sup>佼成会としては、学校設立という大義名分によつて、学校用地のみならず組合の区画整理事業対象地域全部の宅地転用を可能にし、また事業資金を確保する便宜を提供して事業を軌道に載せる

ことで、附近一帯の開発に貢献したいという念願から、この組合のお世話をすることになったのである。

もし私印偽造・不正使用で警視庁に告訴するのなら、その事実があつたという昭和二十八年末を過ぎること遠からざる時点において、告訴が提起されるべきであった。しかるに、佼成会の肩入れで地域の土地整理区画事業が順調に進捗し、善福寺川の改修完成、光明橋・朝日橋の架橋工事竣工、高圧送電線鉄塔移設工事もケーブル架設を残して完成、地域内の最大の地主佼成学園の用地では円型校舎落成、東京都住宅協会の広町アパート団地の完成をみた三十年十二月になって、なぜ告訴がなされたのか、そのほうを疑問とすべきであろう。和田堀第二土地区画整理組合の事業再開前は、だれからも顧みられなかつた低湿の荒蕪地が、一两年で立派に宅地化され、したがつて地価も高騰した。そこで、にわかに欲がでた一部の組合員、および自分の儲けが不当に少ないとと思う組合員が、この事業の成功で結果的にはもつとも多くの利益をえたとみられる佼成会に、妬みと攻撃の鋒先を向けたといえよう。昭和三十年刊行の『週刊朝日』は立正佼成会をとりあげ、丹羽文雄・正木吳・伊藤整といった知名の作家・弁護士・評論家にコメントさせた。丹羽は、新興宗教は教義は立派だが現在利益で大衆をつけて金儲けをしているといい、正木は、佼成会のような新興宗教がはやるのは大衆が迷盲であるからだとし、伊藤は、佼成会が教えるような絶対服従ということは近代社会に逆行し人を骨抜きにするものであるという。それぞれ指摘は異なるが、佼成会にきびしい批判を加えた点で歩調を一つにしてい

る。いざれも生半可な知識を偏見でまとめたものというほかないが、名士の意見だけに影響するところは大きかった。さきにふれた告訴人たちも、佼成会がマス・コミからとかくの批判を浴びている時潮に便乗したのである。そして、佼成会の善意の努力を狡猾な詐術と誣告したのみならず、佼成会幹部に種々の不正行為ありとして捜査を求めたのだった。かりに第二土地区画整理組合に私印偽造・不正使用の事実があったとしても、それは組合自体のことであり、しかも大体において佼成会が本格的に肩入れする以前に生起したことで、もとより立正佼成会自体には直接責任のないことがらではなかったか。

儲け損いの腹いせからとしか思われない組合不存在確認訴訟が、右の告訴人から東京地方裁判所に提起されたのは、翌三十一年二月二十九日のことである。しかしそれに先立ち三十年十二月二十八日、この三人は組合役員を相手方として、名称使用禁止の仮処分命令申請を東京地裁に提出した。申請の理由として彼らの主張するところは左のとおりである。

和田堀第二土地区画整理組合は事実上解散状態にあったのみならず、土地改良法施行規則の規定により、昭和二十七年八月三日以後法律上も解散となつてゐる。しかるに、右組合は都知事の認可をえて土地区画整理組合の工事を執行し、組合員に仮換地の位置を指定し、あるいは経費の賦課徴収として減歩を強要しようとしている。申請人らは右組合の不存在確認訴訟を提起するため準備中であるが、組合側では近日中に事業終了の認可申請をするようなので、執行保全のため、組合の名称を使用して

同組合の業務執行をなしてはならないという、仮処分命令を申請するものである、と。ここでも、立正佼成会が信者から集めた莫大な資金をもって土地を大量にかつぎわめて廉価に取得し、取得した農地の地目変換（宅地転用）を容易ならしめるために組合の名義を利用することを企て、本来不存在の右組合が存続する旨を主張して組合総会を開いたと、非難の矢を放っている。

裁判所は、申請人に五万円の保証金を積ませた上で即日この申請を認め、のちに提訴さるべき本案判決確定まで、組合役員の職務執行をさしとめた。こうした裁判所の仮処分命令に対し、翌年一月九日組合の全役員が連名で異議の申立てをし、土地改良法によって昭和二十七年八月三日限り組合が当然解散したとの解釈を誤りとする立場から、命令の取消しを求めた。

昭和三十一年一月中旬段階で総括すれば、まず、白石重が立正佼成会に対する解散命令を請求して東京地方裁判所に提訴していた。つぎに、和田堀第二土地区画整理組合の組合員三名が、組合役員を私印偽造・不正使用罪で警視庁に告訴し、立正佼成会幹部の不正捜査まで要請していた。さらに右の三名が、組合役員による組合名称使用禁止の仮処分命令を東京地方裁判所に申請して、即日申請どおり決定されるという状況であった。立正佼成会の布教方法やいわゆる「金儲け主義」に対するマスコミのきびしい姿勢を背景として、この状況をとらえるとき、何事が起きた一触即発の危機が迫りつつあつたといえるのである。

立正佼成会では、昭和三十一年一月五日、本部初詣りの年頭行事が確立し、参拝の会員約一〇万、地方から上京したバス約一五〇台（前年は約一〇〇台）、という空前の賑わいに湧いた。一月十日の年頭の理事会（第七九回）では、副会長沼妙校から本部大拝殿（大聖堂）の建設が提案され、満場一致の賛成をえた。のみならず、かねて修養道場予定地として買収した和田本町九三三番地ほか五筆計三千余坪の、佼成学園の北に連なる高台を敷地と決定し、鉄筋コンクリート五階または六階建、延四千坪といどの大伽藍を来年の創立二十周年記念行事までに完成させることを、これまた満場一致で可決した。妙校は「こんな嬉しいことはない、聖堂が建つたらもう死んでもよい」とさえいった。<sup>(6)</sup> 佼成会をとりまく只ならぬ動きとは、らはらに、大部分の佼成会幹部は、末広がりの順調な発展を感じて疑わなかつたのである。

### 三、「事件」の顛末

新興宗教の裏面を大々的に報道することが得意で、かつて大本・天理教・觀音教（世界救世教）・靈友会を叩いて購読部数を伸した経験のある読売新聞が、一、二、三通の投書から立正佼成会に目をつけたのは、昭和三十年十月頃のことだった。やがて、警視庁刑事部捜査二課が告訴を受けて佼成会に手をつけることを聞きつけ、「邪教立正佼成会」を叩く方針をきめたのは、年末から正月にかけてのこ

とであつたらしい。福岡某を主任とする読売新聞の警視庁記者クラブの一〇名で「校成班」という取材本部をつくり、関係官庁担当および警察まわり記者の応援をえて、全国的に取材を始めた。<sup>(7)</sup> そして、三十一年一月二十五日の夕刊に「『立正校成会』幹部を摘発／土地一万坪不法買占め／杉並・区画整理に第二組合作り」の見出しで六段抜きの記事を載せ、校成会攻撃のキャンペーンを開始した。おそらく読売新聞は、昭和二十七年のNHK放送以来の世論の動向と、会員と称する男からの解散命令請求申請のみならず、校成会の足許から告訴事件がもち上がつていていた事実をつかみ、さらに警視庁や東京地方裁判所の動きからみて、これはいけると判断したのであろう。

校成会では、恒例の寒中唱題修行が一月二十一日から本部・第二道場・第三道場・行学園・車庫とあらゆる建物空間を活用して行なわれていた。読売新聞の記事が出たあと、幹部の東京地裁・杉並警察署・東京地検への出張、杉並警察署・警視庁捜査二課からの来会が頻繁となり、ピンと張りつめた只ならぬ雰囲気が『日報』の事務的な記録からも感じられるが、教団は予定の行事を精力的にこなしていたのである。二月十四日の第八二回理事会で、本部大拝殿予定地追加買収（北側約二七〇坪程度）の件、本部大拝殿建設委員会設置（委員長長沼理事長、担当森岡理事）の件、本部大拝殿敷地造成工事請負（株錢高組）の件、自家用自動車購入（事務連絡および布教等のため一九五六年式オースチン・マサセット一台）の件が可決され、二月二十四日には大拝殿建設地の地鎮祭が挙行されて、大事業が予定どおり実施段階に入つていった。

## 政教分離体制下における宗教弾圧

しかし、外部との接点では事態が激しく動いていた。まず、二月十一日和田堀第二土地区画整理組合長らが警視庁捜査二課によって逮捕留置され、同日の参議院建設委員会では和田堀第二土地区画整理組合の問題が社会党議員田中一によつて取り上げられるなど、容易ならぬ事件となる前兆を思われた。そしてついに二月二十八日、警視庁捜査二課により、立正佼成会事務局、行学園地階の和田堀第二土地区画整理組合事務所、および佼成学園事務室など數ヶ所が一斉取調べをうけ、副組合長長沼広至(教団理事)、組合顧問柴田和則(教団顧問)<sup>(8)</sup>の二名が警視庁に拘引された。この日の『日報』は、捜査が午後一時二〇分から四時二〇分まで三時間に及んだと記録している。長沼は三〇日間、柴田は二〇日間、取調べのため拘置されたのち、背任<sup>(8)</sup>、都市計画法違反の各容疑で東京地検に事件を送致された。

地検の捜査にかかわらず、被疑事実は立証されず、警視庁が追及した土地区画整理組合にからむ経理上の不正も発見されなかつた。捜査により、かえつて佼成会の潔白が証された結果となつたのである。しかし、三月五日の創立一九周年記念式典は、自肅の意味から恒例の奉納演芸を行なわず、きびしい思いで式典のみ挙行された。

『読売新聞』は、その後も何度か「土地問題」を書きたて、「仮面かぶつた立正佼成会／手段選ばず土地奪う／『縄延び地』処分にも不正の疑い／信者まで使って強迫」(2・14)など刺激的な見出しで

報道したが、二月の末から土地問題以外の側面をとりあげ始め、佼成会の布教方法・信仰生活の内容にも及んだ。当初の「不法土地買占め」といった記事が、警視庁の徹底的な捜査で事実無根の誇大な報道であったことがしだいに明らかにされてゆくと、『読売新聞』は鋒先を土地問題から佼成会の布教活動にきりかえて、執拗な攻撃を継続したのである。いくつか例を挙げよう。

三月二日付夕刊では「私は生活を奪われた／立正交成会事件に悲痛な訴え／妻は発狂し三児離散／恐怖の『お告げ』——三年内に火災／脱会後もあくどい勧誘」といった読者の感情にどぎつゝ迫る見出しを掲げ、報道の末尾に「宗教儀式に制限を」という見出しで文部大臣の「声明」を載せている。

三月六日付では「立正交成会の解散を請求、怒った信者が訴え／『經典無視の妖言魔術』千葉の白石氏、被害者十数人を証人に／もみ消しにおどる文部省の課長補佐<sup>(9)</sup>」という見出しがつけ、末尾に「慎重に審査する」との見出しのもとに、東京地裁岡部判事の談話が掲載している。

三月八日付では「狂信の悲劇続々明るみへ／読者が訴える立正交成会の正体／『お参りしないと離婚』子供が死ぬ、家が焼けると脅す／全財産投げ出し死亡／団体旅行も旧軍隊式」といった見出しどう読者の訴えなるものを紹介し、「徹底的に取締れ／みんな筆をそろえて要望」との見出しでしめくくっている。

読売新聞は一〇人の記者を投入して取材本部を構成したにもかかわらず、佼成会側によれば、記者と称する男が一度本部に現われただけで、佼成会の主張を一度もまともに聞こうとしなかった。そ

の代り、二人の記者に信者をよそおつて内情を探らせた。その一人三田和夫に「立正交成会潜入記」というルポルタージュがある。「事前に潜入して調べておいてから、キャンペーンをはじめるべきなのに、戦いが始まってしまってから、スペイに行けという」と内幕をぶちまけ、「立正交成会(退治)」のキャンペーンは、正直のところいって、邪教という結論も出せなければ、叩きつぶして解散させることも出来なかつた」と白状している。

三月十七日付の『読売新聞』にこのスペイ記事が掲載され、「立正交成会を探訪する／信者に化けて二週間／おどしの場朝の法座／お布施強要の仕組み／タスキなどで軽く千二百円／信心しないと後家になる」といった見出しが付けられていた。<sup>(10)</sup>

『読売新聞』の暴露記事は、手をかえ品をかえ、ほとんど連日大きく紙面を占領した。記事内容のパターンは右の例で十分示されたと思うので、その詳細を追跡する煩を避けたい。ただ、四月七日付夕刊に「女教祖が恐怖の『お祈り』／重病人を踏み殺す？／交成会、甲府署捜査に乗出す」という見出しの記事を載せ、追及が副会長に迫つたこと、四月十一日付夕刊では「立正交成会に新事実／衆院法務委の調査でわかる／教祖は元売春婦」と副会長の前歴を暴きたてるに至つたことに、注意しておこう。また、同じ紙面に「収益事業の疑惑も追及」という見出しが掲げ、さらに五月二日付で「交成会の経理にメス／布教にかくれて脱税／国税庁、異議申立てを棄却」と根拠のない「脱税容疑<sup>(11)</sup>」を報道した。以上でわかるように、土地問題の疑惑が見当違ひだったので、何とか交成会のほこりを叩き

出そようと、叩けるところを叩いた。他教団を叩いた経験から、最後には脱税容疑でとどめをさせると思つたらしいのである。

立正佼成会の問題は、土地不法買占め問題から信者の人権問題へと重点がすり代つて政治問題化されてゆく。三月九日付の『読売新聞』は「日本弁護士会も起つ／立正佼成会事件／人権擁護で追求／布教の行過ぎ取上げ」と、去る昭和二十七年の蔵敷事件の経過を引用しつゝ報道した。三月二十三日には、衆議院法務委員会でさきに靈友会を摘発した社会党代議士猪俣浩三（新潟四区）が人権擁護に関連して佼成会問題を取り上げ、同じ月の二十九日参議院法務委員会でも社会党議員高田なほ子が問題にした。翌三十日の衆議院文教委員会では、社会党代議士野原寛（大阪二区）が「立正佼成会の解散命令を裁判所に請求するかどうか、所轄庁としてもつとよく調査の上速かに態度をきめよ」と迫ったのに対し、文部大臣清瀬一郎は「いままでのところ、著しく公共の福祉に反した事実があるので解散請求をする、という結論に達していないが、さらに調査してもしそうした事実がはつきりすれば決断する」と答弁し、文教委員会ではこれで一応けりがついた。<sup>(12)</sup> 四月六日には、佼成病院が公衆衛生上の不法行為の疑いで参議院社会労働委員会（委員長社会党議員重盛寿治）の調査をうけた。こうして、国会の建設・法務・文教・社会労働の四委員会が佼成会を俎上に載せた。どの委員会でも、社会党の議員が佼成会追及の先頭に立つた。三月九日の東京都議会で、佼成会が関与する土地整理について都

## 政教分離体制下における宗教弾圧

当局を追及したのも、社会党議員であつた。<sup>(13)</sup>

このほか、参議院社会労働委員会が信仰治療の実態について関係省庁に照会したことにより、四月中旬に関係省庁から都道府県知事あて照会がなされ、政府機関の活動が開始される。まず四月十二日には、厚生省が医薬・公衆衛生に関する不正行為の最近の状況について照会し、祈祷療治者の傾向、国民生活上不当な寄附募集（宗教献金）等にかんする報告を求めた。『読売新聞』（4・13）はこれを「厚生省も邪教調査」の見出しで報道した。ついで、文部省（調査局）が四月十九日付で、加持・祈祷その他による信仰治療、あんま、はりきゅう、柔道整復および類似行為、それに伴う法令違反および社会問題となつたものについて照会した。さらに四月二十五日には、警察庁（刑事部）が都道府県警察本部に、新興宗教団体の布教実態の調査を指示した。これは、新興宗教団体の布教における暴行・強迫・医療類似行為、そのほか国民生活に与える危害の実態を調査して、布教の行き過ぎの取締り対策を立てるためと報道された。

こうした国家機関の活動のなかで、もっとも執拗に立正佼成会を追及しつづけたのが、衆議院の法務委員会であった。

四月十一日の法務委員会では、猪俣浩三が読売新聞に報道された事件、あるいは読売新聞社の記者あたりから情報をえたと推測される事件を説明して、法務省人権擁護局長や刑事局長代理の見解をただした。四月二十日の法務委員会では、猪俣代議士の請求で、医師長沢豊・山角彌晏・山角司、警部

星野要作、弁護士磯部常治、農業樋口米蔵、印刷業鳥海澄男、元会員（副支部長）の無職仲井より、および材木商佐藤達男が参考人として出席し、それぞれ陳述を求められた。なかに、佼成会に入つてから気が変になつたのではなく、気が変になつてから佼成会に入つたという証言や、無免許で診察治療行為をしたという医師法違反も、金銭物品等寄附募集にかんする東京都条例の違反もなかつた、あるいは、大和蒸し風呂へ入つて死亡した人があるというので警察で内偵したが確認はえられなかつた等の、現職警視庁警部による声明があつたのにもかかわらず、猪俣は「こんな邪教は征伐しなければならぬ」と意気まいたのが印象に残る。さらに四月三十日の法務委員会は、参考人として法人解散命令請求申請者の元読売新聞記者白石重、元立正佼成会第七支部長の杉並区議岡部つね（和代）、元大和蒸し風呂KK社長の佼成会理事長沼広志（広至）、立正佼成会々長庭野鹿藏（日敬）の出頭を求めた（長沼マサと脇直子は欠席）。猪俣は佼成会は邪教であるという前提で質問をくり返したが、法務委員の人自民党代議士の世耕弘一などは、白石に対しても「新聞記者的才能から野心があつてやつたのではないか、あなたの態度にはどうも解せないところがある」と批判し、岡部つねには「あなた方法難を受けているとも言える、勇気を出していただきたい」と激励する一幕もあつた。庭野は猪俣の質問に答えて、懇切に佼成会の主旨を説明し、いわれのない誤解を解くために奮闘した。しかし、法務委員会は衆議院法務調査室作成の四月十七日付「立正佼成会の実態」なるタイプ謄写印刷二九頁に及ぶ資料を準備していた。これは、佼成会に反感をもつ人々の証言、あるいは佼成会批判に及んだ証言を盛つ

たもので、およそ真実と公正を去ること大であったが、対抗しうる資料が準備されていない以上、権力者の掌中においては狂人の刃の威力を發揮し、庭野の奮闘も螳螂の斧の観なしとしなかつたのである。

## 政教分離体制下における宗教弾圧

読売新聞が立正佼成会を攻撃しているとき、東京毎夕新聞から始まって毎日新聞・東京新聞・朝日新聞等に至るまで、何らかの形で佼成会問題を記事にしたが、読売新聞に先きを越されたことと、何よりも「黑白をつけ難い問題」とみたために、全体としてこの事件にそれほどの熱意もなく、六月までは朝日は三回、毎日は二回ごく短い記事を掲げただけで、その結果「読売新聞対立正佼成会の決戦」<sup>(16)</sup>といつた観を呈した。しかし読売新聞の尻馬に乗って、新宿駅西口で佼成会攻撃の街頭演説(4・30)、鍋屋横丁空地で立正佼成会打倒演説(5・18~20)をぶつて回り、さらに、佼成会本部近辺や参道の電柱に「遂に解散権發動さる、邪教立正交成会風前のともしび」と大書したポスターをはつたりして(5・23)、会員に佼成会からの脱会をあくどく勧告して歩く大踏社<sup>(17)</sup>なるものの横行もあった。この団体が身延会における「立正交成会の実態」という座談会の記録をばらまいたところからみると、身延山の息のかかつたいやがらせであったのだろう。毎日新聞が伝える昭和二十八年九月の「破門」以来、立正佼成会と冷やかな関係の続いている身延では、佼成会に世間の疑惑と非難の眼が集中し始めるのをみてると、早くも三十一年三月十四日の宗会で、立正佼成会は日蓮宗と関係なし、宗務担当

局は断乎、破邪顯正に当たる、との態度表明を行ない、かつての忠実な外護者を冷酷に切り捨てる挙に出たのであつた。<sup>(18)</sup>

読売新聞は、一月二十五日以来四月末まで實に四十数回にわたり、あるいは六段抜き、あるいは社会面の大部分を潰してセンセーショナルな攻撃記事を書きつけた。記事内容は、おおむね事実に反するか、あるいは誇大に歪曲されていたが、会長は読売新聞から教えられているという謙虚な姿勢でこれを受けとめることを説き、「読売菩薩」という表現が用いられることが多かった。会長は、三十一年三月五日の創立一周年記念式典の訓話のなかで、

①最近いろいろと立正佼成会が批判されていることについて、会員の皆さんはきわめて深刻に考えておられるようだが、常にどういう信仰をしていけばよいかということを根本に考えてみると、何も取越し苦労はない。

②事実を歪曲した記事を書くのはけしからんと憤慨するのでは、地涌の菩薩どころではない。法難を機縁として自分自身を顧み、自分たちに果して欲の心がなかつたかを、反省せねばならない。(人助けという)動機は正しくとも、いく分でも自分の教団の教勢を伸ばしたいという欲があつたのではないか。また、先方の欲を見きわめることができなかつたことも、認めなければならぬ。

③佼成会に疑惑をもつた人々が、帳簿にも實際に算盤をあててみて、初めて佼成会の正しさがわかつたということになれば、大聖堂建立という大事業を前にして、会員以外の多くの人々に佼成会の

在り方なり内容を見て頂く機会になった。

と説いて問題に対処する姿勢を指導した。<sup>(20)</sup> また同年五月五日の本部命日には、読売紙の記事のほとんどがうそで、僅か二つ三つ人権侵害などということにいく分か当てはまるかどうかといった程度だと述べ、評論家の阿部真之助が、もし読売紙の記事がうそなら、校成会は起ち上って告訴でもせよ、と論評しているが、いやしくも宗教団体として、さような報復的な考えはもっていない、と訓話した。<sup>(21)</sup>

妙校もほぼ同様だった。和田堀第二土地区画整理組合の副組合長長沼広至らが、一ヵ月に及ぶ警察の取調べがすんで帰宅し、校成会の眞実を内外に発表して誤解を解かねばとでも妙校に進言したのであろう。これに対して、「よしあしは別として会員に迷惑をかけたのだから、三・七、二一日間水をかぶつて懲悔するのがお前たちの信者に対する心がまえだ」と叱られ、頭から冷水をぶつけられた思いだったという。また四月八日の釈尊誕生会での法話のなかでも、「仏様が読売新聞を使って私たちを叩いてくださるんだ」「法の順序がまだ一つもわかつていないので、有頂天になつて人に認めてもらいたいと思う気持、偉がる気持、この根性をすつかり叩きなおすための仏様の試練である」と説いている。<sup>(22)</sup> 会長の説法のようなスケールはないかわり、身近な問題としてとらえなおす説き口には、説得力があった。

会長・副会長の指導によつて立正校成会の基本的な姿勢がきまつたが、他方、多くの会員は読売新聞の攻撃に憤りを抑えることができなかつた。ことに、事実に反した記事、事実を歪曲した記事がく

り返し流布されているのに、ただ隠忍自重して成り行きに任せただけでは、新興宗教についての世間の誤った先入主を裏づけ、ひいては信教の自由を守るゆえんでないことが、痛感された。なかでも、新宗連加盟の諸教団に迷惑をかけることになるのが、憂慮された。土地問題については、司直の手で真相が明らかにされるのを待てばよいが、それ以外の根も葉もない教団攻撃に対しても、その一々について出来る限り客観的に公平に調査して、自らの手で「真相」を明らかにしなければならない。そういうやむにやまれぬ思いから、青年部の名の下に調査班が組織され、事態を憂慮した新宗連の調査班と合同で、真相究明の詳細な調査を行なった。その結果、読売紙の暴露記事のすべてが事実無根であるか事実と齟齬しており、おおかたは校成会は邪教であるとの記者の主観にもとづいた不公平きわまる取材態度によって捏造されたもの、との確信をもつに至った。その調査内容のうち、衆議院文教委員会、同法務委員会、日本弁護士連合会の人権擁護委員会などへ読売新聞がもちこんだと思われる事件を中心として、A5判三五頁の小冊子にまとめ、四月十九日、国会方面・関係官庁・新聞報道関係・宗教団体等に持参あるいは配付した。調査班では、この報告書が出てから読売紙が報道した副会長長沼妙校の経歴（売春婦問題）、校成会の税金問題（脱税容疑）等について再び調査し、タイプ刷四二頁の報告書統篇として、五月十七日、関係方面に配付した。

新宗連では、月二回刊行の機関誌『新宗教新聞』の第一一二号（昭31・4・20）に校成会問題の真相調査報告を掲載し、第一一一三号（昭31・5・5）に「眞実は遂に輝やく」という大見出しのもとに、衆

## 政教分離体制下における宗教弾圧

議院法務委員会での庭野会長の「明快な答弁」を報じた。その上、第一一四号（昭31・5・20）の全紙面を校成特集版として、第一面で「明朗健全！立正交成会の近状」を紹介し、第二面で衆議院法務委員会での庭野会長の明快な答弁を披露し、第三面では「読売のウソはこの通り」と根も葉もない捏造記事を暴き、第四面で「玉磨かざれば光なし」という見出しで、庭野会長・妙僕副会長・大石秀典新宗連事務局長の鼎談を掲げた。校成会は今回の事件で磨かれて玉の光を發揮するという、「読売事件」の教団史的位置づけがなされているのが注目される。<sup>(23)</sup>

そのほか、滝泰三はちょうど「読売事件」の時期に『神々多忙』（新夕刊新聞社、昭31・5）という本を刊行し、立正校成会・庭野日敬・長沼妙僕について好意的な紹介を試み、『自由民論新聞』（昭31・5・28）は「眞実は遂に勝つ」という見出いで立正校成会特集号をくみ、また『東京万朝報』（昭31・5・31）は「立正交成会の現状を観る」と題して、五万人収容の大聖堂を創立二〇周年を期して建立する校成会の計画を明るく取り上げた。

このような教団内外の出版物は、外部に校成会の実状を知らせ、正しい理解をえるための便宜となつた。校成会では部外者の手になるこうした特集号をまとめて購入し、会員に配付して対内的P.R.にも用いた。前掲『新宗教新聞』第一一四号など、一二万部も購入して参拝者に配付したのが、その一例である。しかし、対外的P.R.を狙って編集されたこれらの出版物は、会員への速報としては不親切をまぬかれなかつた。校成会には昭和二十五年以来『交成』という月刊の機關誌があり、この頃は内

容も充実していたが、何分にも月刊ゆえ速報性がない上に、新聞の組立て方と雑誌のそれとが違う点も、小さからぬ限界であった。

立正佼成会では、三十一年四月三十日の第四七回評議員会で、佼成会の正しい在り方を広く世に知らせる案件が上程され、特別調査室を新設して、パンフレット発刊、一般新聞への働きかけを推進することが、決定された。<sup>(26)</sup>さきの青年部調査班の活動がこの特別調査室に吸収されたといつてよいだろう。さらに五月二十五日の第八六回理事会で新聞創刊が可決され、同日の第四八回評議員会では、さきに設置が決定した特別調査室の機能を強化して、機関紙『交成新聞』を発刊することが決定をみた。

特別調査室は、権田光正を担当理事とし、理事長秘書福富健三、出版課長岩崎隆一ほか、支部長、職員、青年部員、それに嘱託の滝泰三(のちの『交成新聞』編集長)を加えて、計一八名で編成されてい<sup>(27)</sup>た。こうしたスタッフで、六月十五日『交成新聞』創刊号が発行された。発行部数二〇万部。月三回の旬刊で、当分の間無料配付とされた。新聞創刊に伴い、六月末をもって特別調査室を発展的に解散させ、教務部布教課所属の交成新聞社を発足させた。立正佼成会は、「読売事件」にとりくむなかで、事件の真相と本部の姿勢を会員一般に周知徹底させ、一流新聞の中傷誹謗による末端信者の動搖を制止する手段を、また必要に応じて外部に対しても説明し主張するための手段を、漸く自分のものとすることができたのである。<sup>(28)</sup>

国会での追及は漸く収束に向かっていた。参議院法務委員会は五月三十一日、法務大臣牧野良三の出席を求め、政府に申入れを行なつて佼成会問題に幕をおろした。それは、「いわゆる新興宗教団体のなかには、基本的人権を侵犯し、法令に違反し、著しく公共の福祉を害し、また宗教団体本来の目的を逸脱するものが、少なからず見受けられる。政府は、かかる人権侵犯または違法行為を根絶せしめるとともに、関係法令を一そく適正に運用して、その不備を認める場合はその改正につとめるべきである」という、一般論ではあるが強い調子のものであった。

他方、衆議院法務委員会では、終結の前にもう一幕、きびしい追及がなされた。すなわち、六月一日再び委員会が開かれ、獣医岡庭徳次郎、警部補菅井久右衛門、立正佼成会理事長長沼基之、会長庭野鹿藏（長沼マサ病氣欠席のため追加）、および学識経験者の評論家大宅壯一と東京大学助教授小口偉一が参考人として出頭した。猪俣は長沼への質問のなかで「宗教法人法そのものの改正に資そうとこういう調査をやつている」と本音をもらし、庭野に対しても「僕も立正佼成会の宗義なんというものはよく知らぬ」といいながら、姓名判断を脅迫の道具に使つてこと、大きな建物を建ててることを反省せよ、と迫つた。<sup>(29)</sup> 庭野は、本当の信者として修行したことなく、したがつて会の内容もよくわかつていないう割くらいの脱会者が、いろいろと非難めいたことをいつてゐるのではないかと述べ、戦後急激に教勢が伸びたため幹部にも徹底しない者があつたのではないかと反省している、と答弁した。<sup>(30)</sup> 当日、佼成会理事・事務局課長・支部長ら若干名が傍聴する場でなされた会長の答弁は、宗

教家らしい謙虚さと自信に裏うちされた堂々たる内容のもので、聖公会に属する東京麹町のインマヌエル教会の信者という猪俣浩三<sup>(31)</sup>の、偏狭で独善的な宗教観の比ではなかった。

この段階での文部省の姿勢は、去る三月三十日の衆議院文教委員会での文部大臣答弁の線と基本的に異なるところがなかった。宗務課が準備した六月一日法務委員会のための答弁資料には、現在までのところ、法令に違反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をなしたとの実証的資料をつかむ段階には至らないが、人権擁護委員会・法務省・検察当局等各方面の調査の結果、正確にして妥当な客観的実態が把握されることと思われるから、その結果をまつて善処したい、と記されていた。そのようにいう背後に、現行の宗教法人法では、立正佼成会が今回の事件だけで裁判所から法人の解散を命ぜられることは恐らくないだろう、という認識あるいは見通しがあつたのである。では法務省あたりの調査結果はどうだったかというと、さきに読売新聞に出た十数件について調べたが、いまのところ被害者を調べただけで、これに対する裏づけ調査はまだできておらず、結論を申上げる段階にたち至っていないと、人権擁護局長が答弁する慎重さだった。

六月三日再び法務委員会が開かれた。もうこれ以上参考人をよんでも立正佼成会を追及しても、読売新聞が騒ぎたてるような成果が出ないので、参議院法務委員会と呼応して、この辺で幕を引くための委員会であった。この委員会で猪俣は、

「宗教の自由は公共の福祉から制限を受けるのは当然ゆえ、官厅に取締りのため裁量権がなければ

ならぬのではないか。（宗教法人の）役員の身元調査が必要ではないか。宗教法人の解散の請求をするために調査をせねばならぬのに、調査権がないのは矛盾ではないか。立正交成会なんかどうもインチキだと思う。交成会の庭野日敬なんという人物が宗教法人審議会に入っていると、公正な諮問機関になるかならぬかわからぬ。」<sup>(32)</sup>

ということをいい、宗教法人令から宗教法人法にひきつがれた宗教自由の理念に対する驚くべき無理解を暴露している。だから、宗教法人法の改正を云々するのであるうが、無信仰の社会党国會議員なりざ知らず、いやしくもキリスト教徒と自認する選良が、自ら進んで宗教取締りのため官権の強化を提案するなど、想像を絶する発言であつたといわねばならない。ともあれこの委員会は、政府を要望すると共に宗教活動に対して警告を発するため、「不正なる宗教活動に対する決議案」を全会一致で採択して、立正交成会の人権蹂躪被疑事件にかんする審議に幕を下したのである。<sup>(33)</sup>

他方、読売新聞は六月一日の法務委員会について、「衆院法務委の追及つゞく——交成会事件／死の預言、寄附強要／岡庭さん暴状を語る」（6・1夕刊）「大衆の盲点をついた残酷な金もうけ——衆院法務委／交成会事件、大宅氏ら証言」（6・2）と、相變らず自説に都合のよいごく一部の陳述を故意にクローズ・アップした報道をし、六月三日の委員会については、「交成会問題、衆院で結論／解散権の発動、調査を勧告／不正不法の布教明白／人権侵害、公共の福祉に反す／慎重調査二カ月余、激しかった逆宣伝」と、あたかも読売新聞が暴露しつづけた事件が真実であるかによそおつた報道をく

り返した。しかし、法務委員会で幕が引かれたあと、切れになつたらしく、六月六日の紙面で「新興宗教はどこへ行く、国会の立正交成会勧告を機に座談会」を記事にして、今回のキャンペーンをうち止めにしたのだった。座談会出席者は、文部大臣清瀬一郎・法務省人権擁護局長戸田正直・評論家大宅壯一・衆議院議員猪俣浩三・評論家阿部真之助（司会）であるが、阿部は六月四日の読売紙で「仮借なく取締れ」という談話を発表した人、大宅は、六月一日の法務委員会で「新興宗教は大衆の無知に乗じて最も氣の毒な人から金を巻き上げる残酷なやり方をする。デンスケ賭博を開帳しているようなもの、当るように見えるけれど、カラクリがあつて当らない。脱税を目的とした静岡にある宗教を筆頭に、メシヤ教とか交成会とかが最も悪質な五つの中に入る」という、新宗教への理解を全く欠いた粗暴さわまる陳述をした高名の評論家であった。

六月三日の衆議院法務委員会が全会一致で可決した決議は、つぎの二点を内容とするものであつた。<sup>(35)</sup>

- ①本委員会が立正佼成会にかんする人権侵害問題を調査したところによつても種々の行過ぎがあり、加入・脱退・金品受授・治療等につき欺罔・強制・圧迫・迷信等により、公共の福祉に反すると思われるものがある。

- ②政府はこの際、立正佼成会はもちろん、いわゆる新興宗教その他宗教団体の不正不法な宗教活動の横行している現状に鑑み、人権擁護の立場から速かに、

## 政教分離体制下における宗教弾圧

(一) 布教活動にして、人権の侵害行為または犯罪を構成するものについては、その摘発につとむべきである。

(二) 宗教法人法第八十一条の解散権を発動すべき事由ありや否やにつき、徹底的に調査すべきである。

(三) 宗教法人法中「認証事項」「役員の欠格事項」「書類の閲覧権、提出権」、第八十一条解散権発動の前提たる「調査権の整備」「罰則強化」等につき、検討すべきである。

(四) 公益代表者にして、宗教法人の解散請求権をもつ検察庁は、宗教法人調査につき適宜の措置を講ずべきである。

右のうち第一点は、佼成会に人権侵害にわたる行き過ぎがあり、公共の福祉に反すると思われるとして断罪したものである。さきに政府委員として出席した清瀬文部大臣など、著しく公共の福祉に反したというはつきりした事実がない、と述べているにもかかわらず、「公共の福祉に反すると思われる」といったあいまいで主觀的な表現で、佼成会を断罪したのである。読売新聞の大仕掛けキャンペーんに後押しされて、佼成会を叩いたにもかかわらず、これという失点を叩き出せなかつたが、見込み違ひを認めて、ふり上げた拳をそつと下ろすことは、国会の権威、議員の面子が許さないのであろう。さきわめて印象的な判断で、佼成会を断罪するに躊躇しなかつた。決議案は総員起立して可決された。当日出席した自民党の法務委員世耕弘一、さきに岡部つねを「法難だ、勇気を出しなさい」と励まし

た世耕も、多少は抵抗したようであるが、結局のところこの決議案に起立賛成したのであった。

第二点は関係政府機関に行動を開始させる。それはまず、文部省調査局長の宗教法人あて六月二十一日付「不正な宗教活動について」の通知となつて現わされた。すなわち、衆議院ならびに参議院の法務委員会の決議あるいは申入れを受け、人権の尊重・公共の福祉などの点で社会の誤解を招かないよう、法人代表者の注意を促すものであった。ついで、九月八日の法務省を中心とする連絡会議となつて現われた。これは、最高裁刑事局・文部省調査局・警察庁・警視庁・最高検・東京高検・東京地検・法務省人権擁護局の担当官が法務省刑事局に集まつて、新興宗教の行き過ぎに対する規制方を協議し、取締りの大綱をかためたもので、さし当り信者の人権擁護のため、法務省人権擁護局と文部省調査局による監督を強化することになった。<sup>(36)</sup>

右の連絡会議を承け、また法務委員会決議の第一点に即して、文部省調査局長は立正佼成会代表役員に対し、九月二十一日付通知で、「人権じゅうりんにわたる疑いのある事件が指摘されたことはまことに遺憾である。これらの事件の起きた原因をとくと考え、公共の福祉に反することのないよう、重ねて通告する」と警告した。衆議院法務調査室が作成した資料では、文部省宗務課は立正佼成会にあまいとみられており、他方佼成会の幹部の間では、担当官は事件渦中の佼成会をかばってくれず、衆議院法務委員会に佼成会誹謗の投書を裏づける資料を提出しさえしたと受けとめられていた。<sup>(37)</sup> 文部省宗務課は、国会の法務委員会から決議や申入れをつきつけられて、所轄庁として苦しい立場に立た

されたのであつた。

立正佼成会では、第九六回理事会（昭31・9・5）および第五〇回評議員会（昭31・9・28）でこの通知の紹介と説明があり、誤解を招きやすい事項の末端指導を強化する申合せがなされた。しかし、『新宗教新聞』第一二三号（昭31・10・5）に掲載されたこの件に関する投稿一篇は、①「読売事件」の被害者である立正佼成会を追及しつづけた衆議院法務委員会の公正を欠く片手落ちなやり方は、国家機関の活動として許されるものではない、②教義・教説というきわめてデリケートな問題に、法務委員会や文部省といった国家機関が立ち入つて騒ぎたてるのは、政教分離の根本原則に背反し、信教自由の精神を蹂躪するものである、③憲法を曲解して信教の自由を消極的にとらえ、生きた宗教の布教伝道活動を制約し、銅いならされた宗教（いな宗教的形骸）のみを温存しようとすることは、国家百年の計を誤るものである、と批判し、文部当局にあえて警告すると、強い抗議の姿勢を明らかにしたことにしておきたい。

「読売事件」は、読売新聞による佼成会攻撃を主軸として展開したのであるから、事件に「読売」の名を冠することは正しいが、読売新聞だけの運動ではなく、むしろ読売新聞は佼成会をとりまくきびしい状勢に支えられてキャンペーンを開いた面がある。ということは、佼成会にとって不利ないくつかの要因がかしまり、相乗効果をもちつ大きな社会問題となつていつたことである。そ

うした要因としては、世間の一般的風潮に加えて、白石重の解散命令請求申請や和田堀第二土地区画整理組合にかかる告訴・訴訟、背後にある組合員や地域住民の妬み・反感の存在が重要である。<sup>(38)</sup>また、国会各委員会での問題追及、とくに衆議院法務委員会での社会党代議士猪俣浩三の執拗な追及が事件を大きくしたことは疑いをいれない。さらに、靈友会が護国団に百万円渡して、護国団名で佼成会排撃のビラを飛行機からばらまかせたという噂、身延本山や創価学会が投書・密告・煽動によって、佼成会を窮地に追い込むのに手を貸したという噂もあった。こうした風聞に属することは、事件当時、警視庁捜査二課に在職した人の分析である。

#### 四、「事件」の佼成教団に対する影響

「読売事件」はさまざまな波紋を残した。この事件を起こして社会問題化した当の読売新聞自身大きな打撃を蒙つたのである。というのは、立正佼成会本部の指令ではないが、会員の間から誰いうとなく読売新聞不買運動が起り、忽ち大きく拡がって、大体は佼成会に好意的な産経新聞に切り換えた。産経新聞は漁夫の利を占めたと評しえよう。他方、読売新聞ではキャンペーンで伸びるはずの購読部数が逆に約二〇万部も急落し、経営が悪化した。それに、佼成会に有力な弁護士がついて旗色がわるくなつたので、読売新聞の方から佼成会に和解を求めてきた。二千万円も和解金を出せば片づく

とみて接近したが、庭野会長はこれを相手にしなかつたという。読売新聞では経営が悪化したので、責任者の社会部長を更迭し、校成会に手をつけた記者を左遷して、社内の結着をつけたといわれる。<sup>(39)</sup> いずれにせよ、読売新聞は自分でことを起こして敗れたのである。

では、立正校成会側にどのような形の打撃が残ったのか。読売記者は信者に化けての探訪記事の結びを「信者急に減る」という見出しで綴ったが（『読売新聞』昭31・3・17）、信者数は実際にどのように推移したか。昭和三十一年末の会員数をとると、前年に比して二万二千五百人の減になっている。それは、入会数が四万四千人と前年の半数にも及ばず、他方、整理数が六万八千人と前年の倍近くに達したからである。入会数の少なかつたところにも、また整理数が多かつたところにも、「読売事件」の影響がみられる。また機関誌『交成』の発行部数をみると、三十一年一月から四月まで一八万五千から八千部のレベルであったのが、五月で急落して五・六・七月と一七万部に落ちこんだのは、「事件」<sup>(40)</sup> の影響とみられる。八月以降さらに数千部減少したのは、六月十五日創刊の『交成新聞』のあおりと考えられるが、それ以前の急減はやはり「事件」の打撃によるものだった。このさい名目だけの信者が一掃されて、会建て直しの契機となつたといえるものの、たしかに「読売事件」は立正校成会の屋台骨を搖がす大事件であったのである。昭和二十年以降毎年躍進的な会員数の伸びを記録してきた立正校成会も、ここに教勢の一時的停滞をみることになったのである。

この状態のなかで、三十一年九月二十五日の第九六回理事会が、専任の教務部布教課長を置くことを決定して、地方布教および地方支部・連絡所との連絡を総括させた。これに対応するよう八月と十一月に全国大布教が計画され、かつてないほど大規模で充実した布教活動が展開されたことは、「事件」によって動搖した地方会員の締め直しを意図したものであった。<sup>(4)</sup>

衆議院法務委員会を舞台とする追及は終り、読売新聞のキャンペーンも種切れになつて終熄した。では、「読売事件」の導火線となつた和田堀第二土地区画整理組合関係はどうなり、佼成会自体の存亡にも響く白石重の宗教法人解散命令請求はどうなつたか。前者の解決にはまだ日子を要したが、後者は急速な進展をみせ、立正佼成会に大きな刻印を遺すことになるのである。

昭和三十一年四月三十日の衆議院法務委員会のあと、白石は佼成会と和解するのを得策と判断したのか、大徳冠小野妹子卿奉讚会名誉会長を称する小野桂なる者の和解斡旋に乗り、六月二十九日目黒雅叙園で庭野会長・長沼理事長・鴨宮成介と、白石・小野、それに大慈大悲聯盟事務局を肩書きとする高倉東天、出張太郎とで第一回の会談をもつた。ついで七月十九日銀座三笠会館で会談し、白石側（上記四名）が主になつて作成した和解書、ならびに佼成会側（上記三名に柴田和則）が主になつて作成した覚書に調印した。和解書は、六月一日の衆議院法務委員会での庭野会長による反省の表明を白石側は諒とし、かつ佼成会が宗教の本旨を發揮して世人の苦惱解決に偉大な貢献をしている実態の把握

## 政教分離体制下における宗教弾圧

に白石側として欠ける点のあったことを認める。かくて、布教の行き過ぎ是正のため教団内に一種の諮問委員会のようなものを創設することを条件として、白石は提訴を取り下げ、佼成会は白石の意のあるところを忖度して将来に善処することを約する、という内容のものであった。覚書は和解書の内容を佼成会としてまとめたものであるので繰り返しになるが、念のためにいえば、①佼成会は從来その布教にかんして批判を受けたことについて深甚な反省と懺悔をし、②改めて法華經ならびに日蓮教学の信奉団体であることを表明する、③この意味で佼成会に「諮問委員会」を設け教学の研究および布教の資とする、④以上により白石は法人解散請求申請を取下げる、と記されていた。

和解書は、佼成会は白石の意のあるところを忖度して将来に善処する、といった含みのある表現に止まっているが、その具体的な内容ともいべき白石の和解条件は、一生生活に困らぬ手当を佼成会が保障するということであり、六百万円くらい出してほしいとの話もあった。しかるに、解散請求申請取下書と「例の物」を両者の間で交換して最終的解決をみる日と約定された七月二十八日、白石は会見の場に姿を現わさなかつた。かえつて、小野に騙されたので申請取下の合意は無効であるとの、内容証明付通告が白石から佼成会に届いた。

白石は七月十九日の申請取下表明と同時に、裁判費用を含めて四五〇万円くらい佼成会から渡されるはずと期待していたらしいが、当日佼成会から和解のいわば手付金が出ないので、小野に騙されたと称して和解を暗礁に乗り上げさせ、もう一芝居うとしたようである。というのは、その翌日

の七月二十日付で、法人解散命令請求の理由を追加した上申書を東京地方裁判所に提出したからである。この上申書は、立正佼成会は宗教の仮面を被つて専ら利を営むことを目的とする集団であつて、このような邪教は宗教法人法の保護すべき範囲に属しないと結論していた。しかし、白石こそ正義感から発した行動という大義名分のもとに（仮面を被つて）攻撃を加え、相手方から和解金と称して多額の金をむしりとろうとする卑しい魂胆がありありと見えていた。まさに和解寸前の段階で佼成会をさらに誹謗して提出する上申書など、和解金を確実にせしめるための、もじうまくいけば和解金を取り上げるための、奸計といふも過言ではないだろう。

内容証明付通告の一件から白石と小野の間がこじれ、小野は斡旋役から降りた。しかし、代つて柴田精洪なる人物が仲介者となつて和解の接衝が再開された。そして八月十六日には会長・鴨宮と白石・柴田の会談となり、去る七月十九日の覚書が確認されて和解の展望が開けた。しかし、白石を新設される諮問委員会の委員長とするという含みの和解案に関連して、翌八月十七日の第九二回理事会は紛糾した。白石との和解交渉に当つてきた会長・鴨宮それに柴田和則の三人は、妙技をなきものにする企てとの非難を浴びたが、これ以外に打開の道のないことを説いて漸く理事会の諒承をとりつけた。

八月二十二日、第一回交成諮問委員会が開かれた。出席者は、佼成会側、会長・鴨宮・柴田・新宗連事務局長大石秀典・弁護士長瀬秀吉・東京都議員弁護士大森一雄の六人、白石側、白石・本江隆吉・松平俊子・柴田・弁護士板倉某・同遠藤某の六人であつた。委員は会長の委嘱による学識経験者

七名とし、白石が委員長に就任した。白石は翌々二十四日、二十二日付の宗教法人解散命令請求取下書を東京地方裁判所に提出し、白石問題はここに終結をみた。しかし、解散請求事件の当事者を長とする委員会の活動が始まるところで、問題はむしろ新たな局面を迎えたともいえるのである。

問題は第二回委員会が開かれた八月二十八日に早くも火を吹いた。その日は佼成会の本部で例のように毎日の説法会があつた。白石は佼成会の実態を知りたいから説法会に出席させよと要求した。もし説法のなかに白石いうところの佼成会の「邪教性」を示す個所があれば大変だということで、鴨宮が説法原稿に事前に目を通すことになったところ、鴨宮ごときが説法原稿を手直しするとは何事かと支部長たちから忽ち反撥をくつた。白石が説法を聞くさいに、一般信者同様に坐らせないで、椅子に腰かけさせるという特別待遇をしたことも、支部長たちを怒らせた。支部長たちが白石を来賓とみず、不愉快きわまる侵入者とみていたことは明らかである。同じ日に、第二道場二階に白石を案内して会員カードを見せたことが、翌二十九日には会計課の会計簿を見せたことになって伝えられ、さらに行学園では結婚式場や図書館をみせ、鍵のかかっている監査室を素通りしたはずなのに、翌日には監査室の帳簿までみせたという噂として流布され、理事や支部長たちの非難が諮問委員会およびこれを許した会長に集中した。こうした非難は、法人解散申請以来の白石に対する敵愾心はもとより、「読売事件」における会長の謙虚な姿勢、ことに法敵白石への妥協的態度への不満から、底流としてすでに渦巻いていたのである。教務部長の岡野禎司郎などは、正法を行ずる者には迫害がある、迫害によつ

て妙校先生の教えが釈尊の教え・日蓮上人の教えと寸分違わぬことが証拠づけられたのだから、今こそ真に正法を守り抜く時である、と考えた<sup>(43)</sup>。そこで、会長の行動は信念を欠くものとみえた。会長に対する非難が、八月二十八日の白石への対遇から生じた誤解を契機として一挙に噴出し、八月三十日のいわゆる連判誓約書事件（連判状事件）に発展したのである。

連判状事件の直接の導火線となつたという点では、白石を委員長とする交成諮詢委員会は、交成会に対して破壊的な役割を演じたことになる。しかし、連判状事件の淵源するところは遠く、「両先生」という双頭体制の構造自体に可能性としては内在するものであった。昭和二十年代後半には、この双頭体制は双頭の一方に重心を移すことにより、それも会長ではなく副会長を中心とし、最高指導者とする体制へ移行することによって、安定しようとしていた。昭和二十六年の『妙校先生法話集』（第一巻）、昭和二十七年制定あるいは認証の「立正交成会教規」「宗教法人立正交成会規則」にその歩みが刻まれている。また、昭和三十年十一月十五日、会長の第五〇回誕生日のささやかな祝宴にさして会長が行なった挨拶を、『交成』誌は「信者一同にとっても非常に重要な話として特筆しなければならないこと」として記録している。この会長挨拶を受けて顧問岩田日成が一同を代表して表明した決定は、つぎのようにまとめられている。「会長先生が本日から生れかわって、妙校先生を御法のお母さんとしてこれからもう一度育てて頂くと申されました以上、私共弟子といたしましても根本

的な認識の切替えをなし、立正交成会の在り方というものをしつかりと把握して、新しい出発をいたさなければなりません」<sup>(44)</sup>。

副会长妙校は会長の弟子という認識から、妙校を母、会長を子とする関係こそ立正交成会の在り方であるという認識への根本的な切替えがここに表明されている。この表明を中心とする会長第五〇回誕生祝の記事が、祝宴は副会长・理事・支部長・事務局課長らが出席するだけの、妙校誕生祝とは比較にならぬささやかなものであつたにかかわらず、大きく二頁見開きで掲載されているところに、妙校を最高指導者とする体制の完成に近づいていたことが知られるのである。

この事態を反映するかのように、昭和三十年十二月十四日付コメントのある「両先生御伝記草案」(鴨宮成介稿)には、会長沼妙校先生・庭野日敬先生と、両先生の序列が逆転しており、しかもそのまままでよいとの岡野理事の承認を受けた旨のコメントが付記されているのである。翌三十一年年頭の第七九回理事会で、本部大拝殿建立を提案したのは会長ではなく副会长の妙校だった。また、白石が解散命令請求理由の一つに、立正校成会では会長副会长が実質上の本尊になつていると指摘したことへの対応として、昭和三十一年七月の『交成』誌であらためて本尊を明らかにするに当り、久遠実成大恩教主釈迦牟尼世尊が本会の本尊であることを、会長の法話でなく妙校の法話で宣言させていることにも、同じ含意を汲みとることができるのである。

このように見ると、学校法人校成学園の名誉学園長に妙校(理事長に会長)が就任していることも

理解できるし、「交成学園の在り方」<sup>(47)</sup>を報じた文章が、「妙校先生の蔭のお心遣いがあればこそ、ようやく軌道に乗ることが出来た」とい、また「妙校先生の御法話の一つ一つを全生徒の身につけさせたいと思念して居ります」というのみで、全く会長の指導に言及していない理由が判然する。さらに前出の連判状に、(読売事件の攻撃に対し)明確な指導、特に妙校先生の御指導を信じて全員忍辱の衣を着る事が出来ました」「卒直に申し上げますならば、妙校先生の慈悲の鞭、これに全幅の信頼と精進をちかつて参りました」というのも当然であろう。<sup>(48)</sup>

他方、会長については、「今日の会長先生が言動に於ては一貫した強固なる意志の一片すらなき観があり、大乘的と言う美名のもとにしばしば私達の信仰の方向に暗影を投ずる感が御座いまして、会長先生に対する信頼感が喪失せざるを得ない現在の心境であります」と連判状は述べている。会長に強固な意志が全くないと非難しているのは、連判状自体によると、白石の解散命令請求を法難と叫び、白石を法敵と断じて会員を正法護持に蹶起させておきながら、解散命令請求を取下げる方便とはいえ、白石を諮問委員長として校成会の教學ならびに運営に嘴をさしはさませることをさしていた。そしてこの背後にあるのは、小部分の問題についての悪意から作為した部外者の批判によって、「尊い交成会の教義や布教に一大転換を余儀なくされる弱身は毛頭ないと信じます」との信念であった。

連判状にいうところの「尊い交成会の教義や布教」とは、一に妙校副会長の指導であつた。だからこそ、「立正交成会は從来その布教に關し批判を受けた事に基いて深甚なる反省懲悔をなす」「仍て立

正交成会は新たに五名以上の（教団外）有識者に委嘱して諮問委員会を組織し、教学の研究及布教の資とす」という文言を含む和解のための覚書が、八月十七日の第九二回理事会に提出されて承認を求めるや、会長と鴨宮と柴田とで会をかきまわし、私を亡きものにしようとしている、と妙校がきびしく非難し、大騒ぎになつたのであった。<sup>(50)</sup>まさに諮問委員会の設置は、確立されようとしている妙校中心の体制への揺さぶりにはかならなかつた。しかるに、かの衆議院法務委員会で傲慢無礼な態度をとつた白石が、大勢の信者が集まる命日の日に諮問委員をひきつれて説法会に現われ、こともありますに監査室の帳簿まで点検したと噂された。かくて、妙校の指導を信ずる幹部たちが激昂して、妙校擁護、会長非難の断乎たる姿勢を連判状というきわめて尖鋭な形で示したのである。

このような諮問委員会が校成会の未来に対し大きな可能性を開く契機となつたことは、歴史の逆説的な事実であった。というのはつぎのようなことである。白石の解散命令請求の表向きの出発点は、法華経を歪曲している立正校成会という認識であったがら、和解の覚書にも教学の研究がうたわれているように、教義にかんする討論が諮問委員会の中心的な活動となつた。そこで委員が講義をして自説を展開することとなり、まず鴨宮成介が『交成』昭和三十一年七月号掲載の「入会の手引」をテキストとして、校成会の教学的立場を明らかにした。<sup>(51)</sup>ついで白石側の本江隆吉が、「本化宗教之定義」と題する講義を十月から始め、翌年三月まで十数回にわたり講義ならばに本江・鴨宮間の論戦がくり

返された。そのあと、三十一年五月から三十三年五月まで月一、二回の割合で鴨宮が「日蓮教学の検討」と題する講義を行ない、本江を批判すると共に佼成会の主張を展開した。五月から六月にかけて三回にわたり佼成会側の大石秀典が新興諸教団の解説を行ない、つづいて白石側の松平俊子が「宗教の原理」と題する講義を行なった。しかし、鴨宮からみれば白石側の論客は本江一人で、他は日蓮教学についてあまり素養のない人々であった。その本江も鴨宮に批判されたまま三十二年九月に死去したため、白石側は討論によつて佼成会側にくいこむ術を失なつた。白石は委員会出席のかたわら、神戸・富士・静岡・水戸・小名浜・新潟・長野等の地方支部道場を視察して、会長に報告書の形で意見具申などしていたが、佼成会が「真実顯現」の会長宣言により行学両面の刷新に乗り出した三十三年のうちに、再び柴田精洪の仲介により諮問委員会は解散となつた。

昭和三十一年から三十三年にわたる諮問委員会での討論の席には、庭野会長以下理事たちも傍聴し、佼成教学を整備する必要性が次第に認識されていった。とくに、佼成会の教えを法華經によつて基礎づけることを畢生の念願としていた会長は、教学を整備して会員に研修させることが急務であることを痛感した。<sup>(52)</sup> この意味で諮問委員会は、佼成会の歴史を画する昭和三十三年頭の「真実顯現」の宣言の培養基となつたといえる。諮問委員会が果したこの歴史的役割を象徴的に示すのは、昭和三十二年十二月二十三日の第二八回諮問委員会において、立正佼成会は久遠実成の本仏たる釈迦牟尼仏を本尊とする、と決議したことである。<sup>(53)</sup> 「宣言」は本尊奠定を核とするものであつたからである。

## 政教分離体制下における宗教弾圧

さて、さきの衆議院法務委員会の決議をうけて、文部省では宗教法人法改正を検討し始め、昭和三十一年十月六日の宗教法人審議会に文部大臣はつきの三項目を諮問した。三項目とは、①規則の変更・合併・解散等の認証の制度およびこれに関連する調査・報告等について検討する必要があるかどうか、②認証取消の制度について検討する必要があるかどうか、③その他現行の制度について検討すべき事項があるかどうか、であった。宗教界では、宗教団体への規制を強化する方向での法人法改正の動きを警戒し、改正されても宗教団体にとって改悪とはならぬよう、教団ごとにあるいは連合会ごとに対策委員会を設けて研究に入った。立正佼成会では、三十一年十一月十六日の第百回理事会において、文部省宗教法人審議会での宗教法人法改正の動き、各宗教団体とりわけ新宗連における研究対策委員会の発足、佼成会が推している国會議員からの働きかけ等につき、議長より説明があり、それをふまえて、佼成会における教団・本部教会の関連についても明確な線を出すために研究することが申し合わされた。そして次回の理事会(11・28)では、前理事会で申し合わせた本会組織検討のための資料が配付され、議長から監督官庁の見解ならびに本会として取るべき形態について説明があった。検討の上、問題の重要性にかんがみて結論を急がず、理事長指導の下に準備作業を進めることに決定している。法人所轄庁の東京都あたりから、佼成会には被包括の二つの法人教会があるが、布教単位たる支部が教団に直結し、法人教会が有名無実というか宙に浮いているとの指摘があり、組織を明確にするよう指導された。そこで組織形態の改正が議題となり、既成仏教の本末関係や天理教の本末関

係を参考にして検討されたのである。

立正校成会における組織改正の試みは、組織の明確化という範囲に止まらなかつた。その年の末、十二月二十八日に開かれた第五回評議員会の議事録によれば、「議長は、教勢拡大の一途にある本会の宗教活動、法人活動、法人としての教團・教会の活動範囲の解釈、及びこの融合について一体性を欠き易い現状と、他面宗教法人法改正の声もあり、先般教務部布教課長任命を見たが、さらに本会機構の検討を全面的に行い、万古不易の礎を定める私案を上程、全員之を了承した。」(傍点筆者)とある。諒承をえた議長私案というのは、簡単な組織図ならびに一覧表でいどのものと想像されるが、このとき準備されていた「立正校成会教規案」「宗教法人立正校成会規則案」「宗教法人立正校成会教会本部規則案」は、教團構造の根本的変革を明文で示すものであつた。その性格は「教規案」第三章会主及会統の箇条、理事長が就任すべき総裁についての箇条に明白である。それはまだ成案とはみなしえないが、つぎのようなものであつた。

第七条 本会の開師長沼妙校先生は会主である。

第八条 会主は仏格であり、本会の象徴として本会々員によつて永遠に尊崇し護持される。

第九条 本会の開師庭野日敬先生を会統といふ。

第十条 会統は本会の象徴であり、全会員の総意により推戴する。

第十二条 本会の代表者を総裁といふ。

第二十条 理事長は教会本部を代表し、会主の正意を体して事務を総理するほか、本会布教の方策を立てる。

昭和二十七年の教規および法人規則により、形式上成立した理事長中心の教団運営を一步進め、連判状で強行された妙校中心の体制への意思統一をふまえて、右にあらましを示した妙校体制の法的確立を期したのだった。これが、所轄庁による組織明確化の指導を契機として作成された、校成会の万古不易の礎を定める教規・規則案の狙いであったといえよう。

なお、右の議長私案が上程され諒承された評議員会に、教堂を本部発祥の記念建築物として保存する提案があり、可決された。教堂とは妙校旧居のことである。妙校体制の法的確立にむけて意義深い一步を印した日に、妙校旧居を本部発祥の記念建造物として、現在の境内に保存する提案が可決されたのは、決して偶然ではないだろう。庭野が住まつた真正の本部発祥の歴史的建造物たる旧本部拝殿が、校成靈園礼拝堂として都下に移されているのと、対比するまでもないことである。

### 五、「事件」の最終的解決——結語——

昭和三十二年一月号の雑誌『交成』を飾った「創立二十年の新年を迎えて」と題する妙校の法話には、例年のように会長でなく本年は妙校が、年頭に当つて会員に方針を示す觀があつた。一月号に載

つた「交成いろは歌留多」の中、会長に言及したのは「り 両先生有難うございます」のみであったのに対し、「ち 智慧の光は虚空藏菩薩」「ゆ 夢にまで信者を思う妙校先生」と、妙校を讃える言葉は二度まで出ている。<sup>(55)</sup> また、四月五日の創立二十周年記念祝典のさい発表された「琵琶歌恩師讃嘆」

（岡地竜仙作歌・高橋鶴水作曲）で讃えられた恩師は、妙校であつて会長ではなかつたのである。

ところが妙校は、二月二十二日甲府への途上発病し、創立二十周年の記念式典にも出席できない状態となつた。雑誌『交成』の記者がまとめた当日の会長訓話の末尾に、

「現在のような教団としての秩序が備つたことの第一の原因は、妙校先生が終始一貫一歩下つて私のような者を会長として立てて下さり、御自身は蔭になつて御慈悲をかけて下さつたからに他なりません。」<sup>(56)</sup>

とあるのが目を惹く。これは、会長の謙虚な姿勢の表明である以上に、信仰の中心がどこにあつたかを暗示するものといえよう。

妙校は入院加療につとめたが、その年の九月十日、病勢あらたまつて遷化した。ここにおいて、確立に向けて登りつめようとしていた妙校体制は、中心を失つて瓦解するほかなかつた。他面、会長のリーダーシップが再評価され、また会長が幹部の過ちを寛大に許したので、教団は会長を中心とする新たな統合を急速に回復して、危機を乗りこえたのであつた。「読売事件」の副産物としての諮問委員会、そのまた副産物ともいはべき三十三年年頭の「真実顕現」の宣言は、教団権力構造の面から

いえば、会長を中心とする統合の成就を表明したものである。

三十二年は妙伎遷化の悲しみを乗りこえて、地方布教が活発に実施された年である。とくに、六月二十九日の川崎地区会員の集いに始まる、北は東北の盛岡から南は九州の福岡にわたって年間一二回、市民会館・公会堂・体育館など公共の施設を会場として開かれた地区別布教大会は、特筆に値するものだった。これは、「読売事件」の打撃で緩んだタガを地区ごとに締め直し、会員の新たな統合を促進する上に効果を挙げた。こうした努力の結果、三十二年一年間の入会六万三千余世帯と前年をはるかに抜き、他方整理数は三万三千と前年の半分以下にとどまつた。その結果、会員数も前年末の二九万八千世帯から三三万世帯へ伸び、立正佼成会の教勢は再び上昇に転じたのである。

未解決であつた和田堀第二土地区画整理組合関係の係争も、区画整理事業に理解をもつた東京地検の指導により、妙伎の病篤い頃解決に向かつた。まず、立正佼成会の役員二名を含む右土地区画整理組合の元役員五名についての刑事事件、すなわち公正証書原本不実記載、背任等被疑事件は、必要な事後処理をすることにより、昭和三十二年八月二十日不起訴に決した。ただし、組合の整理地域内で二千坪の土地を買受けた立正佼成会としては、このさい、右区画整理事業の円満かつ速やかな進行と佼成会を除く組合員全体の平等の利益のため、その資金として五百万円を寄附し、二千坪の代価一千万円に実質的に五百万円上積みすることによつて、不当に安く土地を入手したという非難に応えたの

である。つぎに、民事事件、すなわち井×××ほか二名による仮処分命令申請ならびに区画整理組合不存在確認の訴訟、およびのちに起こされた田×××ほか八名による詐欺告訴については、昭和三十年四月二十日以上一二名は立正佼成会と和解して、仮処分申請・訴訟・告訴を取下げた。その代り佼成会は、一二名の減歩分計約六八〇坪に対して約四七六万円（坪七千円）と彼らの共同諸経費として二百万円、計六七六万円を支弁した。これにより提訴者一二名は、土地区画整理事業へこれという貢献もすることなく（減歩分は必要経費負担分であった）、この事業から可能な限りの利益をせしめたのであった。それはともかくとして、立正佼成会が「真実顕現」の宣言に即した諸活動を開拓し始めつあつた時、「読売事件」に関連する諸問題は最終的解決をみ、佼成教団は新たな発展の時代に入つていつたのである。

「読売事件」の原因は立正佼成会が稀にみる急成長を遂げたことに世間の人が妬みと猜疑の念をもつたことである。会長も昭和三十一年三月五日の創立二十周年記念式典訓話のなかで、この点にふれていう。

「交成会では年々歳々病院を建てたり行学園を建てたり、又は靈園を作ったり学校を建設するといふように、次々と急テンポに仕事が余りにも遊び過ぎますので、外部から御覽になると、何か交成会の中には魔術でもあるんじやないかと考える人も出て来るのであります。そういう方が交成会

## 政教分離体制下における宗教弾圧

の真の在り方なり内容というものが判らないので、本部事務局にも手をつけてみよう、大変な問題でもありはしないか、ダイヤモンドの一キロも出はしないかと思ったのかも知れない。<sup>(56)</sup>」と。これまでにない新しい教えを説いて急成長する宗教運動が現われると、戦前では国家権力が治安維持上不安を覚え、天理教・大本・ひとのみち教団に例があるように、不敬罪等の容疑をかぶせて幹部を検挙し、運動を解散状態に追いこむか、あるいは教義・儀式の徹底的な改変を強制した。マス・コミは警察がでつちあげた「罪状」をまことらしく報道して世人の好奇心にこたえると共に、官憲の弾圧を正当化するのに協力した。もちろん、マス・コミが騒ぎ立てるので官憲が注目し手をつけたという側面もあるが、根本は國家権力主導型の宗教弾圧であったといえる。神道は宗教ではないという行政上の取扱いをしながら、その実、神道を準国教とする天皇制国家であつたからである。

それに対し戦後は、政教分離の建前が確立しているので、宗教に対する国家権力の介入は慎重である。そこでむしろマス・コミが「言論の暴力」を揮つて宗教運動の迫害をリードする。そして信教自由・政教分離の原則に対する有識者の認識不足に支えられて、国家権力が宗教取締りに乗り出すのである。立正佼成会にかんする事例研究はこのことをよく示している。

「読売事件」は、外部からは法人解散命令が云々され、内部では連判状事件を誘発したことでもわかるように、立正佼成会にとってかつて経験したことのない重大な危機であつた。とくに布教方法が

非難を浴びたので、姓名鑑定を自肅し、昭和三十一年十一月八日には本部道場での鑑定当番廃止にふみ切るなど、改革を行なった。しかし、戦時中の天理教のように、教義・儀式の根本的修正を強いるわけではなく、また大本やひとのみち教団のように、幹部が検挙され、有罪判決を受けて刑務所送りとなり、教団は解散状態あるいは結社禁止となつたわけではさらになかった。成長は一時頓挫したとはいふものの、佼成教団は健在であった。それに、教団の柱・庭野会長はこの年満五〇歳で、バシリティと智恵とを兼備する年輩であったことは、「読売事件」の打撃を教訓とし、危機を教団改革の契機に転じさせる可能性をはらんでいた。前節で述べたように、立正佼成会ではこの可能性が現実のものとなつたのである。その急速な実現のために、妙校副会長の遷化という出来事を必要としたことを認めなければならないにしても。

立正佼成会における「読売事件」は、筆者のいう教団ライフサイクル論の視点からみると、急成長して大教団となつた宗教運動が、小教団時代にいわば自然発生的につくり上げた教学と組織形態に抜本的な検討を加えて、大教団にふさわしい形をあらためて選びとる好機を提供したといえる。もし「読売事件」のような教団の存亡を問う強烈な外圧がなければ、小教団時代に身につけた枠を清算することは到底できず、そのため制度の固定化が早まり、比較的速やかに「制度的段階」に突入する蓋然性が高い。しかし、教団の屋台骨をつき動かす外圧の前には、身につけた枠を問い合わせざるをえない。これが奏功すれば、教団の若返りが実現するわけであるから、「公式的組織の段階」からやり

直し、大教団にふさわしい公式的組織をもつて、「最大能率の段階」に長く留まりうる可能性が高まる<sup>(57)</sup>。「読売事件」は、そのような自己変革を可能にする契機を立正佼成会にもたらした。この意味で「読売」はやはり「読売菩薩」だったのであり、また「言論の暴力」をも「菩薩」と觀する姿勢こそ、危機をまさに教団改革の勝機と変ぜしめたのである。これなくして、妙校のタイムリーな遷化も、佼成教団の未来を創る積極的な意義を担いえなかつたことであろう。

## 註

- (1) 立正交成会総務部編『昭和二十八年度・総務部概要報告』一頁、『新宗教新聞』六一號（昭29・2・20）二面。
- (2) 昭和二十八年四月二十七日、新興宗教（佼成会を含む）についての録音放送、同九月六日、庭野会長が世界救世教・修養団摺誠会・日之教の代表と放送（『日報』）等。
- (3) 昭和二十七年二月付N H K放送にかんする立正佼成会の「公開状」。
- (4) 東京電力の費用で鉄塔を川の上に移す契約になつてゐるのを、育子園主事奥沢淑雄がみつけたという（柴田章・長沼広至談「読売事件を中心として」三十年史資料六三号）。
- (5) 「庭野日収会見記」『日本週報』昭31・4・10号、一七頁。
- (6) 柴田・長沼談「読売事件を中心として」三十年史資料六三号。
- (7) 「立正交成会と、読売の決闘」『全貌』四二号（昭31・4）、六二頁。
- (8) 和田堀第二土地区画整理組合の土地約三千坪を佼成会へ譲渡して、組合に損害を与えたというもの。大聖堂の敷地は問題の三千坪を中心とするものだった（柴田・長沼談「読売事件を中心として」三十年史資料六三号）。

料六三号)。

(9) 篠原某のこと(鴨宮成介談「真実顕現に至るまで」三十年史資料六四号)。文部省統計課長補佐萩野勉(元宗務課長補佐)という説もある(衆議院法務調査室「立正佼成会の実態」)。

(10) 佼成会側では、記事の内容が實際とくい違っているので、探訪記事ではなくでつちあげと反論している(調査報告原稿)。

(11) 檻・経巻・過去帳・数珠・機関誌等の販売収益に対する税のことで、佼成会の側から税務署へ照会したが、税務署側では宗教法人の事業収益への課税について結論が出ていなかったので保留となり、連絡がもっぱらの形になっていた。「読売事件」により連絡があり、二千万円ほど納税した(庭野日敬談「読売事件について」三十年史資料六五号)。昭和二十五年四月から二十八年四月まで四年間の収益四五九万円として、税金一五五〇万円、ほかに利子および追徴金三七七万円、計一九二七万円を課税された(衆議院法務調査室「立正佼成会の実態」)。これまで法人税法上免税とみなされてきた收入に初めて課税されたことから宗教界の視聽を集め、立正佼成会としても一応、東京国税局へ異議申立てを行なったのである(文部省『昭和三一年度版宗教年鑑』昭32、九頁)。

(12) 第二回国会衆議院文教委員会議録第二三号、七七八頁。

(13) 立正佼成会では、昭和二十六年四月の第二回統一地方選舉にあたり、選舉対策委員会をつくって都知事候補安井誠一郎を応援し、読売ホールを借り切って大会を開くなど、人目に立つ運動をした。このとき社会党加藤勘十派の候補が落選したことから、社会党では佼成会を敵視するようになったのかもしれない(柴田・長沼談「読売事件を中心として」三十年史資料六三号)。

(14) 第二回国会衆議院法務委員会議録第二六号、一三頁。

(15) 第二回国会衆議院法務委員会議録第二八号、八、一四頁。

(16) 『日本週報』昭31・4・10号、『全貌』四二号(昭31・4)。

## 政教分離体制下における宗教弾圧

- (17) 大踏社は昭和二十七年十二月結成の右翼思想団体、主幹松岡林造、機関誌『大踏』を発行。昭和三十一  
年六月十六日、庭野会長は鴨宮をつれて松岡と会談している（鴨宮メモ）。
- (18) 『日蓮宗新聞』九五号（昭31・4・1）三面、『読売新聞』昭31・3・15、七面。
- (19) 庭野は、昭和三十年一月三日の青年部新春の集いで訓話のなかで、外部から批判を受けることの意義  
を説いてつぎのようにいっている。

「余り平和すぎるとボケてしまうよう、新しい宗教も、何処からも批判されなくなるとボケてしま  
う。（中略）最近では批判がユルんで来た。こうなると新しい宗教だということを誇りとするようにな  
り、自ら気がユルみ勝ちとなる。これは禁物である。」（『交成』昭30・5号、巻頭言）

- (20) 『交成』昭31・4号、六・一二頁。
- (21) 『交成』昭31・6号、七頁。
- (22) 柴田・長沼談「読売事件を中心として」三十年史資料六三号。長沼妙校「仏様の御教に瑕をつけないよ  
うに」『交成』昭31・5号、一四・一七頁。
- (23) 庭野は、昭和三十一年三月十五日、新宗連の大石秀典の案内で来会した日本週報社々長湯川洋蔵との会  
見（叩かれててもビクともしない）のなかでも、「ウンと叩いてもらひながらのびて行く、これが一番い  
いと思っている」と語っている（『日本週報』昭31・4・10号、一八頁）。
- (24) その代り立正佼成会は、新夕刊新聞社から二〇万円の協力要請を受け、二度にわけて寄附している（昭  
31・5・24第六回理事会議事録）。
- (25) 庭野も、「『交成』を末端まで完全に配付するためには、発行後半月くらいかかる」と認めている（「在  
家仏教者としての認識」『交成』昭31・7号、一二頁）。
- (26) 本件はその二日前、四月二十八日の第八五回理事会で決定されたが、評議員会の議事録の方が説明が明  
確なので、後者をとった。

- (27) 『広報』一一号（昭31・6）、二二頁。
- (28) 『交成新聞』創刊の趣旨を庭野はつぎのように述べている。
- 「世間の批判に対して萎縮せず、世間の批判を大きなお慈悲として、更に一步大きく前進する」とこそが、仏様のお氣持に沿う道である。その実践の第一歩を『交成新聞』の発刊に求めた。立教当時の氣持に立ち帰って教化の徹底を図り、世間の批判にこたえるといつても、末端の会員の一人一人の手を取つて導くことは不可能だから、言論による布教の徹底にその手段を求めた。これが『交成新聞』の発刊が実践の第一歩であるゆえんである。」（『交成新聞』創刊号、昭31・6・15、一面）
- (29) 第二回国会衆議院法務委員会議録第四〇号、一〇、一一、一三、一四頁。
- (30) 第二回国会衆議院法務委員会議録第四〇号、一三、一四頁。
- (31) 新潟四区選出、当選五回、ただしつぎの選挙で落選。弁護士。長男が交通事故で死したのは「読売事件」以前のこと。彼は読売新聞の校成会攻撃を「社会正義のためにやつてある」とみていた（第二回国会衆議院法務委員会議録第四〇号、九頁）。なお、『大世界』二七四号（昭31・11）所収座談会「新興宗教の邪教性」をみよ。
- (32) 第二回国会衆議院法務委員会議録第四二号、一、二三頁。庭野は昭和二十九年三月五日宗教法人審議会委員に任命されたが、二年の任期が満了し、三十一年四月以降新宗連関係からはピーエル教団の御木徳近が委員になっていた。
- (33) 第二回国会衆議院法務委員会議録第四二号、一一、一二頁。
- (34) 第二回国会衆議院法務委員会議録第四〇号、一五、一六頁。
- (35) 第二回国会衆議院法務委員会議録第四二号、一二頁。
- (36) 『東京新聞』昭31・9・9付。
- (37) 九月十一日の衆議院法務委員会で、猪俣浩三が文部省宗務課の事務官のなかに立正校成会と通謀している。

## 政教分離体制下における宗教弾圧

- るものがあると、文部当局を追及したことも、立正佼成会への警告を発せざるをえなくなつた裏面の事情であろうと考えられる（『朝日新聞』昭31・9・11夕刊、9・22夕刊、9・25夕刊）。なお、権田光正談「読売事件について」三十年史資料六五号。
- (38) 牧野修二「交成会に対する地元の意見」『交成新聞』八六号（昭33・10・25）、五面。
- (39) 庭野日敬談「読売事件について」三十年史資料六五号、萩田享談「読売事件及び藏敷事件」三十年史資料六二号。
- (40) 昭和三十二年版『交成年鑑』七八・七九頁。
- (41) 昭和三十二年版『交成年鑑』七〇・七二頁。
- (42) 『広報』一四号（昭31・9）、三頁。
- (43) 岡野楨司郎「眞に正法を守り抜く時」『交成』昭31・5号、二四・二六頁。
- (44) 『交成』昭30・12号、二六・二七頁。
- (45) 同年十二月二十五日の妙僊誕生祝は本部拝殿よりも広い第二修養道場で催され、本部全職員、全支部長以下三役、計約千三百名が出席した（『交成』昭31・1号、八六頁）。
- (46) 長沼妙僊「良医の譬を拝讀して」『交成』昭31・7号、一五・二一頁。全文鴨宮の代筆と推測される。
- (47) 長沼広至「交成学園の在り方」『交成』昭31・1号、三七・三九頁。
- (48) 連判状事件の直後、妙僊副会長を校成会の教祖に擁立する動きが浮上し、会長に同意を求めて拒否された（『庭野日敬自伝』佼成出版社、昭51・8、二九七・八頁）。妙僊擁立派は信仰体験を靈の写真とかコップの泡立ちといった「不思議な」現証で論ずることに興味をもつ点で、妙僊と共に感しあうものがあり、「法則」に关心のある会長とは際立った対照をみせていた。
- (49) この点の一つの傍証は、「いくら外部の新聞などがとやかく言つても、立正佼成会をつぶす」ともできなければ、また会のこれまでのやり方を訂正する必要もありません。私どもは濁惡の世の中で堂々と正法

を掲げて、大いに努力しなければならない責任があるのであります。」（昭31・4・6速記）といふ、北多摩支部道場落成式でなした法話中の文言である（『庭野日敬法話選集』2、佼成出版社、昭55・11、三三九頁）。

(50) 鴨宮成介モ。

(51) 鴨宮成介談「眞実顯現に至るまで」三十年史資料六四号。

(52) 大隅和雄「教義の形成と展開」立正佼成会教団史研究室編『佼成教団史の研究』中央学術研究所、昭55・6、九五・九六頁。

(53) この決議は遡って十一月十五日の日付で会長に答申され、十五日の会長による本尊奠定（庭野日敬「神示に基いた交成会の御本尊勅請の経緯」『交成』昭32・12号、一六・二二頁）に先行した形をとっている。

翌年一月一日の「宣言」には実質的にも先行しているが、もはやこの答申には象徴的な意味しかない。

(54) 『交成』昭32・1号、八四・八五頁。妙校の守護神が虚空蔵菩薩であったことから、虚空蔵菩薩といえ  
ば暗に妙校をさしたのである。

(55) 庭野日敬「創立二十周年を迎えて」『交成』昭32・4号、一一頁。

(56) 庭野日敬「大聖堂建立の決定を新たに」『交成』昭31・4号、一〇頁。

(57) この辺の用語については、森岡清美「教団ライフサイクル論開拓のために」『山岡栄市博士古稀記念論文集・地域社会学の諸問題』晃洋書房、昭54・11、八三・一〇二頁を参照されたい。